官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○資機材等の材質に関する試験の一部を改正する件（国土交通・環境一）　一
○給水装置の構造及び材質の基準に係る試験の一部を改正する件（同二）　四
○水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法の一部を改正する件（環境五）　六

〔公　告〕
諸事項
官庁
参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　一七
裁判所
破産、免責、再生関係　一八
特殊法人等
日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則の一部変更関係　一七
地方公共団体
行旅死亡人、押収物還付関係　一九
会社その他
会社決算公告　二一

その他告示

○国土交通省・環境省告示第一号

水道施設の技術的基準を定める省令（平成十二年厚生省令第十五号）第一条第十七号ハの規定に基づき、資機材等の材質に関する試験（平成十二年二月厚生省告示第四十五号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年一月二十八日

国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
資機材等の材質に関する試験 水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年厚生省令第15号）第１条第17号ハに規定する資機材等の材質に関する試験は、次に定めるところによる。 １　浸出用液の調製 ⑴　（略） ⑵　調製方法 ビーカーに精製水900mlを採り、有効塩素濃度1.0㎎／ml次亜塩素酸ナトリウム溶液、0.04mol／ｌ炭酸水素ナトリウム溶液及び0.04mol／ｌ塩化カルシウム溶液を適量加えた後、精製水を加えて１ｌとする。 この溶液を塩酸（１＋99）及びそれを10倍希釈したもの並びに0.1mol／ｌ水酸化ナトリウム溶液及びそれを10倍希釈したものを用いてpH調整し、水質がpH7.0（±0.1）、硬度45（±５）㎎／ｌ、アルカリ度35（±５）㎎／ｌ及び残留塩素0.1（±0.2）㎎／ｌ（膜モジュールに係る場合にあっては、０㎎／ｌ）になるように調製する。 水質の確認は、次の表の左欄に掲げる事項について、同表の右欄に掲げる方法により行うものとする。	資機材等の材質に関する試験 水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年厚生省令第15号）第１条第17号ハに規定する資機材等の材質に関する試験は、次に定めるところによる。 １　浸出用液の調製 ⑴　（略） ⑵　調製方法 ビーカーに精製水900mlを採り、有効塩素濃度1.0㎎／ml次亜塩素酸ナトリウム溶液、0.04mol／ｌ炭酸水素ナトリウム溶液及び0.04mol／ｌ塩化カルシウム溶液を適量加えた後、精製水を加えて１ｌとする。 この溶液を塩酸（１＋99）及びそれを10倍希釈したもの並びに0.1mol／ｌ水酸化ナトリウム溶液及びそれを10倍希釈したものを用いてpH調整し、水質がpH7.0（±0.1）、硬度45（±５）㎎／ｌ、アルカリ度35（±５）㎎／ｌ及び残留塩素0.1（±0.2）㎎／ｌ（膜モジュールに係る場合にあっては、０㎎／ｌ）になるように調製する。 水質の確認は、次の表の左欄に掲げる事項について、同表の右欄に掲げる方法により行うものとする。

pH値	ガラス電極法
カルシウム、マグネシウム等（硬度）	フレーム―原子吸光光度法、誘導結合プラズマ発光分光分析法（以下「ＩＣＰ法」という。）、誘導結合プラズマ―質量分析法（以下「ＩＣＰ―ＭＳ法」という。）、連続流れ分析―誘導結合プラズマ―質量分析法（以下「連続流れ分析―ＩＣＰ―ＭＳ法」という。）、イオンクロマトグラフ法（陽イオン）又は滴定法
（略）	（略）

pH値	ガラス電極法
カルシウム、マグネシウム等（硬度）	フレーム―原子吸光光度法、誘導結合プラズマ発光分光分析法（以下「ＩＣＰ法」という。）、誘導結合プラズマ―質量分析法（以下「ＩＣＰ―ＭＳ法」という。）、イオンクロマトグラフ法（陽イオン）又は滴定法
（略）	（略）

２　（略） ３　分析方法 次の表の左欄に掲げる事項についての浸出液の分析は、同表の右欄に掲げる方法によるものとする。 器具試験、部品試験又は材料試験により得られた浸出液の分析値と空試験により得られた浸出液の分析値との差を当該器具、部品又は材料の分析値とする。ただし、味及び臭気については、器具試験、部品試験又は材料試験により得られた浸出液の分析結果が空試験により得られた浸出液の分析結果と比較して異常である場合には、当該器具、部品又は材料の分析結果を異常とする。	２　（略） ３　分析方法 次の表の左欄に掲げる事項についての浸出液の分析は、同表の右欄に掲げる方法によるものとする。 器具試験、部品試験又は材料試験により得られた浸出液の分析値と空試験により得られた浸出液の分析値との差を当該器具、部品又は材料の分析値とする。ただし、味及び臭気については、器具試験、部品試験又は材料試験により得られた浸出液の分析結果が空試験により得られた浸出液の分析結果と比較して異常である場合には、当該器具、部品又は材料の分析結果を異常とする。

カドミウム及びその化合物	フレームレス―原子吸光光度法、ＩＣＰ法、ＩＣＰ―ＭＳ法又は連続流れ分析―ＩＣＰ―ＭＳ法
水銀及びその化合物	連続流れ分析―ＩＣＰ―ＭＳ法又は還元気化―原子吸光光度法

カドミウム及びその化合物	フレームレス―原子吸光光度法、ＩＣＰ法又はＩＣＰ―ＭＳ法
水銀及びその化合物	還元気化―原子吸光光度法

セレン及びその化合物	フレームレス―原子吸光光度法、ＩＣＰ―ＭＳ法、連続流れ分析―ＩＣＰ―ＭＳ法、水素化物発生―原子吸光光度法又は水素化物発生―誘導結合プラズマ発光分光分析法（以下「水素化物発生―ＩＣＰ法」という。）
鉛及びその化合物	フレームレス―原子吸光光度法、ＩＣＰ法、ＩＣＰ―ＭＳ法又は連続流れ分析―ＩＣＰ―ＭＳ法
ヒ素及びその化合物	フレームレス―原子吸光光度法、ＩＣＰ―ＭＳ法、連続流れ分析―ＩＣＰ―ＭＳ法、水素化物発生―原子吸光光度法又は水素化物発生―ＩＣＰ法
六価クロム化合物	フレームレス―原子吸光光度法、ＩＣＰ法、ＩＣＰ―ＭＳ法又は連続流れ分析―ＩＣＰ―ＭＳ法
（略）	（略）
ホウ素及びその化合物	ＩＣＰ法、ＩＣＰ―ＭＳ法又は連続流れ分析―ＩＣＰ―ＭＳ法
（略）	（略）
亜鉛及びその化合物	フレームレス―原子吸光光度法、フレーム―原子吸光光度法、ＩＣＰ法、ＩＣＰ―ＭＳ法又は連続流れ分析―ＩＣＰ―ＭＳ法
アルミニウム及びその化合物	フレームレス―原子吸光光度法、ＩＣＰ法、ＩＣＰ―ＭＳ法又は連続流れ分析―ＩＣＰ―ＭＳ法
鉄及びその化合物	フレームレス―原子吸光光度法、フレーム―原子吸光光度法、ＩＣＰ法、ＩＣＰ―ＭＳ法又は連続流れ分析―ＩＣＰ―ＭＳ法
銅及びその化合物	フレームレス―原子吸光光度法、フレーム―原子吸光光度法、ＩＣＰ法、ＩＣＰ―ＭＳ法又は連続流れ分析―ＩＣＰ―ＭＳ法
ナトリウム及びその化合物	フレームレス―原子吸光光度法、フレーム―原子吸光光度法、ＩＣＰ法、ＩＣＰ―ＭＳ法、連続流れ分析―ＩＣＰ―ＭＳ法又はイオンクロマトグラフ法（陽イオン）
マンガン及びその化合物	フレームレス―原子吸光光度法、フレーム―原子吸光光度法、ＩＣＰ法、ＩＣＰ―ＭＳ法又は連続流れ分析―ＩＣＰ―ＭＳ法
（略）	（略）

注１・２　（略）

４・５　（略）

セレン及びその化合物	フレームレス―原子吸光光度法、ＩＣＰ―ＭＳ法、水素化物発生―原子吸光光度法又は水素化物発生―誘導結合プラズマ発光分光分析法（以下「水素化物発生―ＩＣＰ法」という。）
鉛及びその化合物	フレームレス―原子吸光光度法、ＩＣＰ法又はＩＣＰ―ＭＳ法
ヒ素及びその化合物	フレームレス―原子吸光光度法、ＩＣＰ―ＭＳ法、水素化物発生―原子吸光光度法又は水素化物発生―ＩＣＰ法
六価クロム化合物	フレームレス―原子吸光光度法、ＩＣＰ法又はＩＣＰ―ＭＳ法
（略）	（略）
ホウ素及びその化合物	ＩＣＰ法又はＩＣＰ―ＭＳ法
（略）	（略）
亜鉛及びその化合物	フレームレス―原子吸光光度法、フレーム―原子吸光光度法、ＩＣＰ法又はＩＣＰ―ＭＳ法
アルミニウム及びその化合物	フレームレス―原子吸光光度法、ＩＣＰ法又はＩＣＰ―ＭＳ法
鉄及びその化合物	フレームレス―原子吸光光度法、フレーム―原子吸光光度法、ＩＣＰ法又はＩＣＰ―ＭＳ法
銅及びその化合物	フレームレス―原子吸光光度法、フレーム―原子吸光光度法、ＩＣＰ法又はＩＣＰ―ＭＳ法
ナトリウム及びその化合物	フレームレス―原子吸光光度法、フレーム―原子吸光光度法、ＩＣＰ法、ＩＣＰ―ＭＳ法又はイオンクロマトグラフ法（陽イオン）
マンガン及びその化合物	フレームレス―原子吸光光度法、フレーム―原子吸光光度法、ＩＣＰ法又はＩＣＰ―ＭＳ法
（略）	（略）

注１・２　（略）

４・５　（略）

○環境省・国土交通省告示第二号

給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成九年厚生省令第十四号）第二条第一項の規定に基づき、給水装置の構造及び材質の基準に係る試験（平成九年三月厚生省告示第百十一号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年一月二十八日

国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後

給水装置の構造及び材質の基準に係る試験

第１　（略）

第２　省令第２条第１項に規定する浸出に関する試験は、次に定めるところによる。

１　浸出用液の調製

⑴　（略）

⑵　調製方法

ビーカーに精製水900mlを採り、有効塩素濃度0.3mg／ml次亜塩素酸ナトリウム溶液、0.04mol／ｌ炭酸水素ナトリウム溶液及び0.04mol／ｌ塩化カルシウム溶液を適量加えた後、精製水を加えて１ｌとする。

この溶液を塩酸（１＋99）及びそれを10倍希釈したもの並びに0.1mol／ｌ水酸化ナトリウム溶液及びそれを10倍希釈したものを用いてpH調整し、水質がpH7.0（±0.1）、硬度45（±５）mg／ｌ、アルカリ度35（±５）mg／ｌ及び残留塩素0.3（±0.1）mg／ｌになるように調製する。

水質の確認は、次の表の左欄に掲げる事項について、同表の右欄に掲げる方法により行うものとする。

pH値	ガラス電極法
カルシウム、マグネシウム等（硬度）	フレーム―原子吸光光度法、誘導結合プラズマ発光分光分析法（以下「ＩＣＰ法」という。）、誘導結合プラズマ―質量分析法（以下「ＩＣＰ―ＭＳ法」という。）、連続流れ分析―誘導結合プラズマ―質量分析法（以下「連続流れ分析―ＩＣＰ―ＭＳ法」という。）、イオンクロマトグラフ法（陽イオン）又は滴定法
（略）	（略）

２　（略）

改正前

給水装置の構造及び材質の基準に係る試験

第１　（略）

第２　省令第２条第１項に規定する浸出に関する試験は、次に定めるところによる。

１　浸出用液の調製

⑴　（略）

⑵　調製方法

ビーカーに精製水900mlを採り、有効塩素濃度0.3mg／ml次亜塩素酸ナトリウム溶液、0.04mol／ｌ炭酸水素ナトリウム溶液及び0.04mol／ｌ塩化カルシウム溶液を適量加えた後、精製水を加えて１ｌとする。

この溶液を塩酸（１＋99）及びそれを10倍希釈したもの並びに0.1mol／ｌ水酸化ナトリウム溶液及びそれを10倍希釈したものを用いてpH調整し、水質がpH7.0（±0.1）、硬度45（±５）mg／ｌ、アルカリ度35（±５）mg／ｌ及び残留塩素0.3（±0.1）mg／ｌになるように調製する。

水質の確認は、次の表の左欄に掲げる事項について、同表の右欄に掲げる方法により行うものとする。

pH値	ガラス電極法
カルシウム、マグネシウム等（硬度）	フレーム―原子吸光光度法、誘導結合プラズマ発光分光分析法（以下「ＩＣＰ法」という。）、誘導結合プラズマ―質量分析法（以下「ＩＣＰ―ＭＳ法」という。）、イオンクロマトグラフ法（陽イオン）又は滴定法
（略）	（略）

２　（略）

3　分析方法

次の表の左欄に掲げる事項についての浸出液の分析は、同表の右欄に掲げる方法によるものとする。

器具試験、部品試験又は材料試験により得られた浸出液の分析値と、空試験により得られた浸出液の分析値との差を当該器具、部品又は材料の分析値とする。ただし、味及び臭気については、器具試験、部品試験又は材料試験により得られた浸出液の分析結果が空試験により得られた浸出液の分析結果と比較して異常である場合には、当該器具、部品又は材料の分析結果を異常とする。

カドミウム及びその化合物	フレームレス―原子吸光光度法、ＩＣＰ法、ＩＣＰ―ＭＳ法又は連続流れ分析―ＩＣＰ―ＭＳ法
水銀及びその化合物	連続流れ分析―ＩＣＰ―ＭＳ法又は還元気化―原子吸光光度法
セレン及びその化合物	フレームレス―原子吸光光度法、ＩＣＰ―ＭＳ法、連続流れ分析―ＩＣＰ―ＭＳ法、水素化物発生―原子吸光光度法又は水素化物発生―誘導結合プラズマ発光分光分析法（以下「水素化物発生―ＩＣＰ法」という。）
鉛及びその化合物	フレームレス―原子吸光光度法、ＩＣＰ法、ＩＣＰ―ＭＳ法又は連続流れ分析―ＩＣＰ―ＭＳ法
ヒ素及びその化合物	フレームレス―原子吸光光度法、ＩＣＰ―ＭＳ法、連続流れ分析―ＩＣＰ―ＭＳ法、水素化物発生―原子吸光光度法又は水素化物発生―ＩＣＰ法
六価クロム化合物	フレームレス―原子吸光光度法、フレーム―原子吸光光度法（注１）、ＩＣＰ法、ＩＣＰ―ＭＳ法又は連続流れ分析―ＩＣＰ―ＭＳ法
（略）	（略）
ホウ素及びその化合物	ＩＣＰ法、ＩＣＰ―ＭＳ法又は連続流れ分析―ＩＣＰ―ＭＳ法
（略）	（略）
亜鉛及びその化合物	フレームレス―原子吸光光度法、フレーム―原子吸光光度法、ＩＣＰ法、ＩＣＰ―ＭＳ法又は連続流れ分析―ＩＣＰ―ＭＳ法
アルミニウム及びその化合物	フレームレス―原子吸光光度法、ＩＣＰ法、ＩＣＰ―ＭＳ法又は連続流れ分析―ＩＣＰ―ＭＳ法
鉄及びその化合物	フレームレス―原子吸光光度法、フレーム―原子吸光光度法、ＩＣＰ法、ＩＣＰ―ＭＳ法又は連続流れ分析―ＩＣＰ―ＭＳ法

3　分析方法

次の表の左欄に掲げる事項についての浸出液の分析は、同表の右欄に掲げる方法によるものとする。

器具試験、部品試験又は材料試験により得られた浸出液の分析値と、空試験により得られた浸出液の分析値との差を当該器具、部品又は材料の分析値とする。ただし、味及び臭気については、器具試験、部品試験又は材料試験により得られた浸出液の分析結果が空試験により得られた浸出液の分析結果と比較して異常である場合には、当該器具、部品又は材料の分析結果を異常とする。

カドミウム及びその化合物	フレームレス―原子吸光光度法、ＩＣＰ法又はＩＣＰ―ＭＳ法
水銀及びその化合物	還元気化―原子吸光光度法
セレン及びその化合物	フレームレス―原子吸光光度法、ＩＣＰ―ＭＳ法、水素化物発生―原子吸光光度法又は水素化物発生―誘導結合プラズマ発光分光分析法（以下「水素化物発生―ＩＣＰ法」という。）
鉛及びその化合物	フレームレス―原子吸光光度法、ＩＣＰ法又はＩＣＰ―ＭＳ法
ヒ素及びその化合物	フレームレス―原子吸光光度法、ＩＣＰ―ＭＳ法、水素化物発生―原子吸光光度法又は水素化物発生―ＩＣＰ法
六価クロム化合物	フレームレス―原子吸光光度法、フレーム―原子吸光光度法（注１）、ＩＣＰ法又はＩＣＰ―ＭＳ法
（略）	（略）
ホウ素及びその化合物	ＩＣＰ法又はＩＣＰ―ＭＳ法
（略）	（略）
亜鉛及びその化合物	フレームレス―原子吸光光度法、フレーム―原子吸光光度法、ＩＣＰ法又はＩＣＰ―ＭＳ法
アルミニウム及びその化合物	フレームレス―原子吸光光度法、ＩＣＰ法又はＩＣＰ―ＭＳ法
鉄及びその化合物	フレームレス―原子吸光光度法、フレーム―原子吸光光度法、ＩＣＰ法又はＩＣＰ―ＭＳ法

銅及びその化合物	フレームレス－原子吸光光度法、フレーム－原子吸光光度法、ＩＣＰ法、ＩＣＰ－ＭＳ法又はＩＣＰ－ＭＳ法
ナトリウム及びその化合物	フレームレス－原子吸光光度法、フレーム－原子吸光光度法、ＩＣＰ法、ＩＣＰ－ＭＳ法、連続流れ分析－ＩＣＰ－ＭＳ法又はイオンクロマトグラフ法（陽イオン）
マンガン及びその化合物	フレームレス－原子吸光光度法、フレーム－原子吸光光度法、ＩＣＰ法、ＩＣＰ－ＭＳ法又は連続流れ分析－ＩＣＰ－ＭＳ法
（略）	（略）

注１～注３　（略）
４・５　（略）
第３～第８　（略）

銅及びその化合物	フレームレス－原子吸光光度法、フレーム－原子吸光光度法、ＩＣＰ法又はＩＣＰ－ＭＳ法
ナトリウム及びその化合物	フレームレス－原子吸光光度法、フレーム－原子吸光光度法、ＩＣＰ法、ＩＣＰ－ＭＳ法又はイオンクロマトグラフ法（陽イオン）
マンガン及びその化合物	フレームレス－原子吸光光度法、フレーム－原子吸光光度法、ＩＣＰ法又はＩＣＰ－ＭＳ法
（略）	（略）

注１～注３　（略）
４・５　（略）
第３～第８　（略）

○環境省告示第五号

水質基準に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百一号）の規定に基づき、水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成十五年七月厚生労働省告示第二百六十一号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年一月二十八日

環境大臣　石原　宏高

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法 水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法は、第一号に掲げる事項のほか、第二号から第五十三号までに掲げる事項に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 一　総則的事項 1　（略） 2　水質検査における試薬は、次号から第五十三号までの各号の別表に定めるほか、次に掲げるとおりとすることができること。 (1)　試薬における標準原液、標準液又は混合標準液は、計量法（平成四年法律第五十一号）第百三十六条若しくは第百四十四条の規定に基づく証明書、独立行政法人製品評価技術基盤機構の認定制度に基づき認定された事業者が発行する認証書又はこれらに相当する証明書（以下この2において「値付け証明書等」という。なお、値付け証明書等は計量法の規定に基づく特定標準物質又は国家計量機関の認証標準物質へのトレーサビリティが確保されていることが示されていること。）が添付され、かつ、次号から第五十三号までの各号の別表に定める標準原液と同濃度のもの又は同表に定める標準液若しくは混合標準液と同濃度のもの（以下この(1)において「同濃度標準液」という。）を用いることができること。この場合において、同濃度標準液は、開封後速やかに使用することとし、開封後保存したものを使用してはならない。ただし、別表第五、別表第六、別表第六の二、別表第十三及び別表第四十五において標準液又は混合標準液の保存に関する特別の定めのある場合については、その限りでない。	水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法 水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法は、第一号に掲げる事項のほか、第二号から第五十二号までに掲げる事項に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 一　総則的事項 1　（略） 2　水質検査における試薬は、次号から第五十二号までの各号の別表に定めるほか、次に掲げるとおりとすることができること。 (1)　試薬における標準原液、標準液又は混合標準液は、計量法（平成四年法律第五十一号）第百三十六条若しくは第百四十四条の規定に基づく証明書又はこれらに相当する証明書（以下この2において「値付け証明書等」という。）が添付され、かつ、次号から第五十二号までの各号の別表に定める標準原液と同濃度のもの又は同表に定める標準液若しくは混合標準液と同濃度のもの（以下この(1)において「同濃度標準液」という。）を用いることができること。この場合において同濃度標準液は、開封後速やかに使用することとし、開封後保存したものを使用してはならない。ただし、別表第五、別表第六及び別表第十三において標準液又は混合標準液の保存に関する特別の定めのある場合については、その限りでない。

(2)　試薬における標準液または混合標準液は、(1)に定めるもののほか、次号から第五十三号までの各号の別表に定める標準液または混合標準液と同濃度に調製することができるもの（値付け証明書等が添付され、かつ、同表に定める標準原液の濃度を超えないものに限る。以下この(2)において「調製可能標準液」という。）を用いて調製することができること。この場合において、調製可能標準液は、標準原液と同濃度のものは除き、開封後速やかに使用することとし、開封後保存したものを使用してはならない。ただし、別表第五、別表第六、別表第六の二、別表第十三及び別表第四十五において標準液又は混合標準液の保存に関する特別の定めのある場合については、その限りでない。

(3)　試薬における内部標準原液、内部標準液または混合内部標準液は、(1)及び(2)の標準原液を内部標準原液に、標準液を内部標準液に、混合標準液を混合内部標準液に読み替えた条件のものを用いて調製することができること。その場合、値付け証明書等の添付は不要とする。

(4)　（略）

二・三　（略）

四　カドミウム及びその化合物　別表第三、別表第五、別表第六又は別表第六の二に定める方法

五　水銀及びその化合物　別表第六の二又は別表第七に定める方法

六　セレン及びその化合物　別表第三、別表第六、別表第六の二、別表第八、又は別表第九に定める方法

七　鉛及びその化合物　別表第三、別表第五、別表第六又は別表第六の二に定める方法

八　ヒ素及びその化合物　別表第三、別表第六、別表第六の二、別表第十又は別表第十一に定める方法

九　六価クロム及びその化合物　別表第三、別表第五、別表第六又は別表第六の二に定める方法

十～十三　（略）

十四　ホウ素及びその化合物　別表第五、別表第六又は別表第六の二に定める方法

十五～二十　（略）

二十一　ペルフルオロ（オクタン－１－スルホン酸）（別名ＰＦＯＳ）及びペルフルオロオクタン酸（別名ＰＦＯＡ）　別表第四十五に定める方法

二十二～三十三　（略）

三十四　亜鉛及びその化合物　別表第三、別表第四、別表第五、別表第六又は別表第六の二に定める方法

三十五　アルミニウム及びその化合物　別表第三、別表第五、別表第六又は別表第六の二に定める方法

三十六　鉄及びその化合物　別表第三、別表第四、別表第五、別表第六又は別表第六の二に定める方法

三十七　銅及びその化合物　別表第三、別表第四、別表第五、別表第六又は別表第六の二に定める方法

三十八　ナトリウム及びその化合物　別表第三、別表第四、別表第五、別表第六、別表第六の二又は別表第二十に定める方法

(2)　試薬における標準液または混合標準液は、(1)に定めるもののほか、次号から第五十二号までの各号の別表に定める標準液または混合標準液と同濃度に調製することができるもの（値付け証明書等が添付され、かつ、同表に定める標準原液の濃度を超えないものに限る。以下この(2)において「調製可能標準液」という。）を用いて調製することができること。この場合において、調製可能標準液は、標準原液と同濃度のものは除き、開封後速やかに使用することとし、開封後保存したものを使用してはならない。ただし、別表第五、別表第六及び別表第十三において標準液又は混合標準液の保存に関する特別の定めのある場合については、その限りでない。

（新規）

(3)　（略）

二・三　（略）

四　カドミウム及びその化合物　別表第三、別表第五又は別表第六に定める方法

五　水銀及びその化合物　別表第七に定める方法

六　セレン及びその化合物　別表第三、別表第六、別表第八、又は別表第九に定める方法

七　鉛及びその化合物　別表第三、別表第五又は別表第六に定める方法

八　ヒ素及びその化合物　別表第三、別表第六、別表第十又は別表第十一に定める方法

九　六価クロム及びその化合物　別表第三、別表第五又は別表第六に定める方法

十～十三　（略）

十四　ホウ素及びその化合物　別表第五又は別表第六に定める方法

十五～二十　（略）

（新規）

二十一～三十二　（略）

三十三　亜鉛及びその化合物　別表第三、別表第四、別表第五又は別表第六に定める方法

三十四　アルミニウム及びその化合物　別表第三、別表第五又は別表第六に定める方法

三十五　鉄及びその化合物　別表第三、別表第四、別表第五又は別表第六に定める方法

三十六　銅及びその化合物　別表第三、別表第四、別表第五又は別表第六に定める方法

三十七　ナトリウム及びその化合物　別表第三、別表第四、別表第五、別表第六又は別表第二十に定める方法

三十九　マンガン及びその化合物　別表第三、別表第四、別表第五、別表第六又は別表第六の二に定める方法

四十　（略）

四十一　カルシウム、マグネシウム等（硬度）　別表第四、別表第五、別表第六、別表第六の二、別表第二十又は別表第二十一に定める方法

四十二～五十三　（略）

別表第１

標準寒天培地法

ここで対象とする項目は、一般細菌である。

１　（略）

２　器具及び装置

⑴　（略）

⑵　ペトリ皿

直径約９㎝、高さ1.5～2.0㎝程度のものであって、ガラス製又はプラスチック製で滅菌したもの

⑶　（略）

３～５　（略）

別表第２　（略）

別表第３

フレームレス―原子吸光光度計による一斉分析法

ここで対象とする項目は、カドミウム、セレン、鉛、ヒ素、六価クロム、亜鉛、アルミニウム、鉄、銅、ナトリウム及びマンガンである。

１　試薬

⑴～⑻　（略）

⑼　金属類標準原液

表１に掲げる方法により調製されたもの

これらの溶液１mlは、それぞれの金属を１㎎含む。

これらの溶液は、冷暗所に保存する。

表１　金属類標準原液（１㎎／ml）

金　属　類	調　　製　　方　　法
（略）	（略）
六価クロム	二クロム酸カリウム2.829ｇ又は硝酸クロム（９水塩）7.696ｇをメスフラスコに採り、少量の精製水で溶かした後、硝酸（１＋160）を加えて１Ｌとしたもの
（略）	（略）

⑽　（略）

２～７　（略）

三十八　マンガン及びその化合物　別表第三、別表第四、別表第五又は別表第六に定める方法

三十九　（略）

四十　カルシウム、マグネシウム等（硬度）　別表第四、別表第五、別表第六、別表第二十又は別表第二十一に定める方法

四十一～五十二　（略）

別表第１

標準寒天培地法

ここで対象とする項目は、一般細菌である。

１　（略）

２　器具及び装置

⑴　（略）

⑵　ペトリ皿

直径約９㎝、高さ約1.5㎝のものであって、ガラス製又はプラスチック製で滅菌したもの

⑶　（略）

３～５　（略）

別表第２　（略）

別表第３

フレームレス―原子吸光光度計による一斉分析法

ここで対象とする項目は、カドミウム、セレン、鉛、ヒ素、六価クロム、亜鉛、アルミニウム、鉄、銅、ナトリウム及びマンガンである。

１　試薬

⑴～⑻　（略）

⑼　金属類標準原液

表１に掲げる方法により調製されたもの

これらの溶液１mlは、それぞれの金属を１㎎含む。

これらの溶液は、冷暗所に保存する。

表１　金属類標準原液（１㎎／ml）

金　属　類	調　　製　　方　　法
（略）	（略）
六価クロム	二クロム酸カリウム2.829ｇをメスフラスコに採り、少量の精製水で溶かした後、硝酸（１＋160）を加えて１Ｌとしたもの
（略）	（略）

⑽　（略）

２～７　（略）

別表第４～別表第６　（略）

別表第６の２

連続流れ分析―誘導結合プラズマ―質量分析装置による一斉分析法

ここで対象とする項目は、カドミウム、水銀、セレン、鉛、ヒ素、六価クロム、ホウ素、亜鉛、アルミニウム、鉄、銅、ナトリウム、マンガン及びカルシウム、マグネシウム等（硬度）である。

1　試薬

⑴　精製水

別表第６の１⑴の例による。

⑵　内部標準原液

別表第６の１⑵の例による。

⑶　混合内部標準液

別表第６の１⑶の例による。

⑷　硝酸

⑸　塩酸

⑹　硝酸（１＋１）

⑺　硝酸（２＋15）

⑻　硝酸（１＋30）

⑼　硝酸（１＋160）

⑽　塩酸（１＋１）

⑾　塩酸（１＋50）

⑿　水酸化ナトリウム溶液（0.4w／ｖ％）

⒀　金属類標準原液

水銀、ホウ素、カルシウム及びマグネシウム以外の物質については、別表第３の１⑼の例による。

水銀については、塩化水銀(Ⅱ)0.135ｇを硝酸（２＋15）100mlに溶かし、精製水を加えて１Ｌとしたもの

この溶液１mlは、水銀0.1mgを含む。

ホウ素については、別表第５の１⑼の例による。

カルシウム及びマグネシウムについては、別表第４の１⑸の例による。

これらの溶液は、冷暗所に保存する。

⒁　金属類混合標準液

別表第６の１⑿の例による。

この溶液は、冷暗所に保存する。

⒂　水銀標準液

水銀標準原液を精製水で100倍に薄めた溶液0.5mlに硝酸50μl及び塩酸10μlを加え、更に精製水を加えて50mlとしたもの

この溶液１mlは、水銀0.00001mgを含む。

この溶液は、使用の都度調製する。

⒃　その他

装置に必要な試薬を調製する。

別表第４～別表第６　（略）

（新規）

2　器具及び装置

⑴　連続流れ分析装置

試料導入部、ポンプ、チューブ、加温部及び加圧部、ホモジナイザー、ミキサー等を組み合わせたもので、試料の採取及び前処理が可能なものであって、試料導入から分析装置までの試料の流れが閉鎖的かつ連続的に行われる機能を有するもの

加温部は100℃以上で40分以上保持できるもの

加圧部は0.11MPa以上の圧力が設定できるもの

⑵　誘導結合プラズマ一質量分析装置

ガス分子との衝突又は反応による多原子イオン低減化機能を有するもの

⑶　アルゴンガス

別表第３の２⑵の例による。

⑷　多原子イオン低減化用ガス

別表第６の２⑶の例による。

3　試料の採取及び保存

別表第３の３の例による。

4　試験操作

⑴　前処理

検水（検水に含まれるそれぞれの対象物質の濃度が表１に示す濃度範囲の上限値を超える場合には、同表に示す濃度範囲になるように精製水を加えて調製したもの）を採り、試料採取のときに加えた量を含めて硝酸を検水100mlに対して１mlの割合となるように加えた後、塩酸を検水100mlに対して0.2mlの割合となるように加え、連続流れ分析装置に導入し、沸騰しないように圧力（例えば0.11MPa～0.15MPa程度）をかけて、100℃以上の温度を40分間以上保持する。冷後、混合内部標準液を試験溶液の内部標準物質濃度がおおむね0.005～0.5mg／Ｌとなるよう一定量加えたものを試験溶液とする。

ただし、濁りがある場合は、ホモジナイザー、ミキサー等で懸濁物質を破砕し、均一にさせたものを連続流れ分析装置に導入する。

なお、混合内部標準液は、前処理の任意の段階での添加でもよい。

⑵　分析

上記⑴で得られた試験溶液を誘導結合プラズマ一質量分析装置に導入し、表１に示すそれぞれの金属の質量数及び内部標準物質の質量数のイオン強度を測定し、内部標準物質に対するそれぞれの金属のイオン強度比を求め、下記５により作成した検量線から上記⑴で加えた硝酸、塩酸及び内部標準液の量による補正を加えて、試験溶液中のそれぞれの金属の濃度を求め、検水中のそれぞれの金属の濃度を算定する。

ただし、カルシウム、マグネシウム等（硬度）については、まずカルシウム及びマグネシウムの濃度を測定し、次式により濃度を算定する。

硬度（炭酸カルシウムmg／Ｌ）

＝〔カルシウム（mg／Ｌ）×2.497〕＋〔マグネシウム（mg／Ｌ）×4.118〕

表１　各金属の濃度範囲及び質量数

金　属　類	濃度範囲（mg／L）	質　量　数
カドミウム	0.0002～0.006	111、112、114
水銀	0.00003～0.001	198、199、200、201、202
セレン	0.0005～0.02	77、78
鉛	0.0005～0.02	208
ヒ素	0.0005～0.02	75
六価クロム	0.001～0.04	52、53
ホウ素	0.05～２	11
亜鉛	0.05～２	64、66
アルミニウム	0.005～0.4	27
鉄	0.02～0.6	54、56
銅	0.05～２	63、65
ナトリウム	１～40	23
マンガン	0.0005～0.1	55
カルシウム	１～40	43、44
マグネシウム	１～40	24、25
ベリリウム　※		9
コバルト　※		59
ガリウム　※		71
イットリウム　※		89
インジウム　※		115
タリウム　※		205

※印は内部標準物質である。

５　検量線の作成

金属類標準原液又は金属類混合標準液をそれぞれメスフラスコ４個以上に採り、それぞれに水銀標準液を加え、次いで試験溶液と同じ割合となるように硝酸、塩酸及び混合内部標準液を加え、更に精製水を加えて、濃度を段階的にした溶液を調製する。この場合、調製した溶液のそれぞれの金属の濃度は、表１に示す濃度範囲から算定される試験溶液の濃度範囲を超えてはならない。以下上記４⑴及び⑵と同様に操作して、それぞれの金属の濃度とイオン強度比との関係を求める。

６　空試験

精製水を一定量採り、以下上記４⑴及び⑵と同様に操作して試験溶液中のそれぞれの金属の濃度を求め、検量線の濃度範囲の下限値を下回ることを確認する。

求められた濃度が当該濃度範囲の下限値以上の場合は、是正処置を講じた上で上記４⑴及び⑵と同様の操作を再び行い、求められた濃度が当該濃度範囲の下限値を下回るまで操作を繰り返す。

７　連続試験を実施する場合の措置

オートサンプラーを用いて10以上の試料の試験を連続的に実施する場合には、以下に掲げる措置を講ずる。

⑴　おおむね10の試料ごとの試験終了後及び全ての試料の試験終了後に、上記５で調製した溶液の濃度のうち最も高いものから最も低いものまでの間の一定の濃度（以下この７において「調製濃度」という。）に調製した溶液について、上記４⑵に示す操作により試験を行い、算定された濃度と調製濃度との差を求める。

⑵　上記⑴により求められた差が調製濃度の±10％の範囲を超えた場合には、是正処置を講じた上で上記⑴で行った試験の前に試験を行ったおおむね10の試料及びそれらの後に試験を行った全ての試料について再び分析を行う。その結果、上記⑴により求められた差が再び調製濃度の±10％の範囲を超えた場合には、上記４及び５の操作により試験し直す。

別表第７～別表第13　（略）

別表第14

パージ・トラップ―ガスクロマトグラフ―質量分析計による一斉分析法

ここで対象とする項目は、四塩化炭素、１，４―ジオキサン、シス―１，２―ジクロロエチレン及びトランス―１，２―ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン並びにブロモホルムである。

１　試薬

⑴～⑻　（略）

⑼　揮発性有機化合物混合標準液

それぞれの揮発性有機化合物標準原液を一定量ずつあらかじめメチルアルコール少量を入れたメスフラスコに採り、メチルアルコールで50～100倍の範囲内における任意の濃度に薄めたもの

この溶液１mlは、四塩化炭素、１，４―ジオキサン、シス―１，２―ジクロロエチレン、トランス―１，２―ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムをそれぞれ0.5～１㎎含む。

この溶液は、使用の都度調製する。

２～４　（略）

５　検量線の作成

次のいずれかの方法により行う。

⑴　揮発性有機化合物混合標準液をメスフラスコ４個以上に採り、それぞれに試験溶液と同じ割合となるように内部標準液を加え、更にメチルアルコールを加えて、濃度を段階的にした溶液を調製する。段階的に調製した溶液を一定の割合でメスフラスコに採り、それぞれに精製水を加えて一定量とする。この場合、内部標準物質の濃度が上記４に示す試験溶液の内部標準物質濃度と同一になるよう調整する。以下上記４と同様に操作して、それぞれの揮発性有機化合物と内部標準物質とのフラグメントイオンのピーク高さ又はピーク面積の比を求め、それぞれの揮発性有機化合物の濃度との関係を求める。

別表第７～別表第13　（略）

別表第14

パージ・トラップ―ガスクロマトグラフ―質量分析計による一斉分析法

ここで対象とする項目は、四塩化炭素、１，４―ジオキサン、シス―１，２―ジクロロエチレン及びトランス―１，２―ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン並びにブロモホルムである。

１　試薬

⑴～⑻　（略）

⑼　揮発性有機化合物混合標準液

それぞれの揮発性有機化合物標準原液を一定量ずつあらかじめメチルアルコール少量を入れたメスフラスコに採り、メチルアルコールで100倍の濃度に薄めたもの

この溶液１mlは、四塩化炭素、１，４―ジオキサン、シス―１，２―ジクロロエチレン、トランス―１，２―ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムをそれぞれ0.5㎎含む。

この溶液は、使用の都度調製する。

２～４　（略）

５　検量線の作成

揮発性有機化合物混合標準液をメスフラスコ４個以上に採り、それぞれに試験溶液と同じ割合となるように内部標準液を加え、更にメチルアルコールを加えて、濃度を段階的にした溶液を調製する。段階的に調製した溶液を一定の割合でメスフラスコに採り、それぞれに精製水を加えて一定量とする。この場合、内部標準物質の濃度が上記４に示す試験溶液の内部標準物質濃度と同一になるよう調整する。以下上記４同様に操作して、それぞれの揮発性有機化合物と内部標準物質とのフラグメントイオンのピーク高さ又はピーク面積の比を求め、それぞれの揮発性有機化合物の濃度との関係を求める。

⑵　揮発性有機化合物混合標準液の一定量をメスフラスコに採り、メタノールを加えて10mlとする。この溶液を４個以上のメスフラスコに採り、それぞれに上記４に示す試料溶液の内部標準物質濃度と同一となるよう内部標準液を一定量加え、それぞれに精製水を加えて、濃度を段階的にした溶液を調製する。以下上記４と同様に操作して、それぞれの揮発性有機化合物と内部標準物質とのフラグメントイオンのピーク高さ又はピーク面積の比を求め、それぞれの揮発性有機化合物の濃度との関係を求める。

６・７　（略）

別表第15～別表第44　（略）

別表第45

固相抽出―液体クロマトグラフ―質量分析法

ここで対象とする項目は、ペルフルオロ（オクタン―一―スルホン酸）（別名ＰＦＯＳ）及びペルフルオロオクタン酸（別名ＰＦＯＡ）である。

１　試薬

⑴　精製水

測定対象成分を含まないもの

⑵　メチルアルコール

測定対象成分を含まないもの

⑶　0.1％アンモニアメチルアルコール溶液

例として、25％アンモニア水0.4mlとメチルアルコール99.6mlを混合したもの

⑷　酢酸アンモニウム

⑸　アセトニトリル

測定対象成分を含まないもの

⑹　内部標準原液

ＰＦＯＳ―^{13}C10mg及びＰＦＯＡ―^{13}C10mgを別々のメスフラスコに採り、それぞれをメチルアルコールに溶かして200mlとしたもの

ただし、直鎖ＰＦＯＳ―^{13}C及び直鎖ＰＦＯＡ―^{13}Cを主成分とする標準品を用いること。

これらの溶液１mlは、直鎖ＰＦＯＳ―^{13}C及び直鎖ＰＦＯＡ―^{13}Cをそれぞれ0.05mg含む。

これらの溶液は、冷凍保存する。

⑺　混合内部標準液

ＰＦＯＳ―^{13}C内部標準原液及びＰＦＯＡ―^{13}C内部標準原液を等量ずつメスフラスコに採り、メチルアルコールで500倍に薄めたもの

この溶液１mlは、直鎖ＰＦＯＳ―^{13}C及び直鎖ＰＦＯＡ―^{13}Cをそれぞれ0.1μg含む。

この溶液は、冷凍保存し、６か月以上を経過したものは使用してはならない。

⑻　ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡ標準原液

ＰＦＯＳ10mg及びＰＦＯＡ10mgを別々のメスフラスコに採り、それぞれをメチルアルコールに溶かして200mlとしたもの

ただし、直鎖ＰＦＯＳ及び直鎖ＰＦＯＡを主成分とする標準品を用いること。

これらの溶液１mlは、直鎖ＰＦＯＳ及び直鎖ＰＦＯＡをそれぞれ0.05mg含む。

これらの溶液は、冷凍保存する。

６・７　（略）

別表第15～別表第44　（略）

（新規）

⑼　ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡ混合標準液

ＰＦＯＳ標準原液及びＰＦＯＡ標準原液を等量ずつメスフラスコに採り、メチルアルコールで500倍に薄めたもの

これらの溶液１mlは、直鎖ＰＦＯＳ及び直鎖ＰＦＯＡをそれぞれ0.0001mg含む。

この溶液は、冷凍保存し、６か月以上を経過したものは使用してはならない。

２　器具及び装置

⑴　ガラス瓶

容量500～1000mlのもの

⑵　ポリプロピレン瓶

⑶　固相カラム

陰イオン交換基を被覆したシリカゲル若しくはポリマー系充填剤を詰めたもの又はこれと同等以上の性能を有するもの

⑷　液体クロマトグラフ―質量分析計

ア　分離カラム

内径2.1～4.6㎜、長さ7.5～25㎝のステンレス管に、オクタデシルシリル基を化学結合した粒径が５μm以下のシリカゲルを充填したもの又はこれと同等以上の分離性能を示すもの

イ　移動相

最適条件に調製したもの

例えば、Ａ液は酢酸アンモニウム溶液（0.01mol／Ｌ）、Ｂ液はアセトニトリルのもの

ウ　移動相流量

対象物質の最適分離条件に設定できるもの

例えば、毎分0.2mlの流量で、Ａ液とＢ液の混合比が75：25で１分間保持した後、Ｂ液の割合を毎分３ポイントずつ上昇させて100％にして４分間保持できるもの

エ　検出器

別表第17の２の２⑷エの例による。

オ　モニターイオンを得るための電圧

別表第17の２の２⑷オの例による。

３　試料の採取及び保存

試料は、精製水で洗浄して、次いでアセトン又はメチルアルコールで洗浄したガラス瓶又はポリプロピレン瓶に採取し、満水にして密栓し、速やかに試験する。速やかに試験できない場合は、冷暗所で保存し、２週間以内に検査する。

４　試験操作

⑴　前処理

固相カラムに0.1％アンモニアメチルアルコール溶液４ml、メチルアルコール４ml、精製水４mlを順次注入する。次に、混合内部標準液を内部標準物質濃度がおおむね0.01μg／Ｌとなるよう一定量加えて撹拌した検水10～500ml（検水に含まれるそれぞれの対象物質の濃度が0.00005mg／Ｌを超える場合には、0.000001～0.00005mg／Ｌとなるように精製水を加えて10～500mlに調製したもの）を毎分約５mlの流量で固相カラムに流す。精製水約５mlで固相カラムを洗浄した後、窒素ガスを通気して固相カラムを乾燥させる。次いで、固相カラムの

通水方向から、又は通水方向とは逆から0.1％アンモニアメチルアルコール溶液３～５㎖を緩やかに流し、試験管に採る。試験管の溶出液に窒素ガスを緩やかに吹き付けて、0.5～１㎖まで濃縮し、これを試験溶液とする。ただし、濃縮後の溶出液に析出物が存在する場合は、上澄み液を試験溶液とする。

⑵　分析

上記⑴で得られた試験溶液の一定量を液体クロマトグラフ―質量分析計に注入し、表１に示すそれぞれの対象物質と内部標準物質のモニターイオンのピーク面積の比を求め、下記５により作成した検量線から試験溶液中のそれぞれの対象物質の濃度を求め、検水中のそれぞれの対象物質の濃度を算定する。

なお、ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡはそれぞれ直鎖と分岐鎖の異性体のピーク面積を合わせて、酸（$C_8HF_{17}O_3S$及び$C_8HF_{15}O_2$）としての濃度を算定する。

ＰＦＯＳの濃度とＰＦＯＡの濃度を合計してＰＦＯＳ及びＰＦＯＡとしての濃度を算定する。

表１　モニターイオン

検出器 ＼ 対象物質	別表第17の２の２⑷エ①に該当する検出器	別表第17の２の２⑷エ②に該当する検出器	
	モニターイオン（m／z）	プリカーサイオン（m／z）	プロダクトイオン ※１（m／z）
ＰＦＯＳ	499	499	80
ＰＦＯＡ	413	413	369
ＰＦＯＳ―$^{13}C_4$ ※２	503	503	80、99
ＰＦＯＳ―$^{13}C_8$ ※２	507	507	80、99
ＰＦＯＡ―$^{13}C_2$ ※３	415	415	169、370
ＰＦＯＡ―$^{13}C_4$ ※３	417	417	169、372
ＰＦＯＡ―$^{13}C_8$ ※３	421	421	172、376

※１プロダクトイオンをモニターイオンとする。

※２ＰＦＯＳの内部標準物質

※３ＰＦＯＡの内部標準物質

５　検量線の作成

混合標準液を段階的にメスフラスコ４個以上に採り、それぞれに試験溶液と同じ割合になるように内部混合標準液を加え、更にメチルアルコールを加えて、濃度を段階的にした溶液を調製する。この場合、調製した溶液のＰＦＯＳ及びＰＦＯＡの濃度は、上記４⑴に示す検水の濃度範囲から算定される試験溶液の濃度範囲を超えてはならない。以下、上記４⑵と同様に操作して、直鎖ＰＦＯＳ及び直鎖ＰＦＯＡとそれぞれの内部標準物質とのモニターイオンのピーク面積の比を求め、直鎖ＰＦＯＳ及び直鎖ＰＦＯＡのそれぞれの濃度との関係を求める。

６　空試験

精製水を一定量採り、以下上記４⑴及び⑵同様に操作して試験溶液中のＰＦＯＳ及びＰＦＯＡの濃度を求め、検量線の濃度範囲の下限値を下回ることを確認する。

求められた濃度が当該濃度範囲の下限値以上の場合は、是正処置を講じた上で上記４⑴及び⑵と同様の操作を再び行い、求められた濃度が当該濃度範囲の下限値を下回るまで操作を繰り返す。

７　連続試験を実施する場合の措置

オートサンプラーを用いて10以上の試料の試験を連続的に実施する場合には、以下に掲げる措置を講ずる。

⑴　おおむね10の試料ごとの試験終了後及び全ての試料の試験終了後に、上記５で調製した溶液の濃度のうち最も高いものから最も低いものまでの間の一定の濃度（以下この７において「調製濃度」という。）に調製した溶液について、上記４⑵に示す操作により試験を行い、算定された濃度と調製濃度との差を求める。

⑵　上記⑴により求められた差が調製濃度の±20％の範囲を超えた場合には、是正処置を講じた上で上記⑴で行った試験の前に試験を行ったおおむね10の試料及びそれらの後に試験を行った全ての試料について再び分析を行う。その結果、上記⑴により求められた差が再び調製濃度の±20％の範囲を超えた場合には、上記４及び５の操作により試験し直す。

備考

１　全ての操作において、標準液及び試料と触れる部分にポリテトラフルオロエチレンが使用されている容器を用いないこと。

２　上記４⑵において、表１の別表第17の２の２⑷エ②に該当する検出器を用いた場合の確認イオンの例を表２に示す。

表２　確認イオンの例

検出器／対象物質	別表第17の２の２⑷エ②に該当する検出器	
	プリカーサイオン（m／z）	プロダクトイオン（確認イオン）（m／z）
ＰＦＯＳ	499	99、130
ＰＦＯＡ	413	169、219

公　告

諸　事　項

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和８年１月28日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

１　当該招請の主旨

本業務は、九州地方整備局が代表機関として実施する令和９・10年度競争参加資格審査（測量・建設コンサルタント等）インターネット受付に対応するため、既存システムの機能改良、機器等の整備及び同システムの運用支援等を行うものである。

本業務の実施にあたっては、高度で高い信頼性が求められるとともに、システム構築の知識や経験があるだけではなく、各参加機関の競争参加資格審査制度を十分に把握したうえで、改良及び運用支援等を行わなければならず、本システムに関する幅広い知識と経験が必要不可欠である。

これらのことから、本業務の遂行にあたっては、技術的要件等を兼ね備えている特定の法人を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の法人以外の者で、下記４の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、４の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定の法人との契約手続に移行する。

なお、４の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定の法人と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

２　業務概要

⑴　件名　令和９・10年度競争参加資格審査（建設コンサルタント等）受付システム改良・運用支援及び受付対応業務

⑵　業務内容　システム機能改良、セキュリティ対策の実施、システム環境整備、障害対応、データメンテナンス等の運用支援、申請者用手引きの作成、サーバー等機器類の整備、パスワード発行、インターネット受付対応、受付統括業務及び資料整理、ヘルプデスクの開設

⑶　履行期間　契約締結の翌日から令和９年３月15日

⑷　概算金額　概ね230百万円

３　業務目的

本業務は、九州地方整備局が代表機関として実施する令和９・10年度競争参加資格審査（測量・建設コンサルタント等）インターネット受付に対応するため、既存システムの機能改良、機器等の整備及び同システムの運用支援等を行うことを目的とする。

４　応募要件

参加意思確認書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。

⑴　基本的要件

①　予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　企画提案書提出期限までに令和７・８・９年度の一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）は、「競争参加者の資格に関する公示」（令和７年３月31日付官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。

③　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者（競争参加者の資格に関する公示に基づく再申請の手続きを行った者を除く。）であること。

④　参加意思確認書の提出期限の日から見積書開封の日までの期間に、九州地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

⑤　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑥　説明書の交付を直接受けた者であること。

⑦　参加意思確認書を提出しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

Ⅰ　資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

㋐　子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。㋑において同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。㋑において同じ。）の関係にある場合

㋑　親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

Ⅱ　人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし㋐については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

㋐　一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

ⅰ　株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

イ　会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

ロ　会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

ハ　会社法第２条第15号に規定する社外取締役

ニ　会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

ⅱ　会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ⅲ　会社法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

ⅳ　組合の理事

ⅴ　その他業務を執行する者であってⅰからⅳまでに掲げる者に準ずる者

㋑　一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第２項又は会社更生法第67条第１項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

㋒　一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

⑵　技術力に関する要件

①　本番環境に準じたテスト環境（テストデータの作成を含む。）をシステム運用開始前において、受注者自ら構築できること。

②　本業務に必要な場所は、受注者自ら準備できること。

③　本業務に必要な機器等については、受注者自ら準備（動作環境の設定を含む。）できること。

⑶　業務執行体制に関する要件

①　業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請負わせてないこと。

②　システム及びサーバーにおいて、予期せぬ事態・障害が発生した場合は、夜間及び休日に関わらず、業務が行えること。

③　緊急時及び障害発生時に対応するため、調査職員と管理技術者との連絡が常に確保できる体制を維持できること。

④　システム機器操作に関する指導・教育を行い受付業務に対応できること。

⑷　業務実績に関する要件

下記に示される同種又は類似業務について、平成27年度以降参加意思確認書の提出期限までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において１件以上実績を有していること。

・同種業務：国、地方公共団体、特殊法人等、地方公社又は公益法人において、以下⑴及び⑵の業務実績があること。（同一業務でなくても良い。）

・類似業務：国、地方公共団体、特殊法人等、地方公社又は公益法人において、以下⑴又は⑵の業務実績があること。

⑴　インターネットで申請を受け付けるシステムの改良又は開発を行った業務

⑵　インターネットで申請を受け付けるシステムの運用支援を行った業務

※地方公共団体、特殊法人等、地方公社又は公益法人については説明書のとおり。

⑸　配置予定技術者に関する要件

配置予定管理技術者は、下記①に示される同種又は類似業務について、平成27年度以降参加意思確認書の提出期限までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において１件以上の実績を有していなければならない。また、下記②に掲げるいずれかの資格を有すること。

①　業務実績

・同種業務：国、地方公共団体、特殊法人等、地方公社又は公益法人において、以下⑴及び⑵の業務実績があること。（同一業務でなくても良い。）

・類似業務：国、地方公共団体、特殊法人等、地方公社又は公益法人において、以下⑴又は⑵の業務実績があること。

⑴　インターネットで申請を受け付けるシステムの改良又は開発を行った業務

⑵　インターネットで申請を受け付けるシステムの運用支援を行った業務

※地方公共団体、特殊法人等、地方公社又は公益法人については説明書のとおり。

②　資格要件

以下のいずれかの資格を有すること。

・技術士：総合技術監理部門（情報工学）又は情報工学部門

・ＰＭＰ又は情報処理技術者（応用情報技術者以上）※旧資格の同等以上を含む。

・民間資格（ＩＴコーディネータ、ＩＳＭＳ審査員資格）

５　手続等

⑴　担当部局

①　契約関係

〒812―0013　福岡市博多区博多駅東２―10―７　国土交通省九州地方整備局総務部契約課購買係

ＴＥＬ092―471―6331（代）（内線2538）

②　技術関係

〒812―0013　福岡市博多区博多駅東２―10―７　国土交通省九州地方整備局総務部契約課調査係

ＴＥＬ092―471―6331（代）（内線2521）

⑵　説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間：令和８年１月28日（水）から令和８年２月９日（月）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日９時30分から17時00分まで。

交付場所等：⑴②に同じ。

⑶　参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

提出期限：令和８年２月10日（火）17時00分

提出場所等：⑴①に同じ。持参、郵送（書留郵便等記録が残るもの）又は電子メールによる。

６　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　関連情報を入手するための照会窓口

５⑴①に同じ。

⑶　当該応募者に対して企画競争実施のための企画提案書の提出を要請する際の提出予定期限：令和８年３月23日（月）17時00分

⑷　本業務に係る見積決定及び契約締結は、当該業務に係る令和８年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

⑸　詳細は説明書による。

７　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : KAKISHITA Yoshihiro, Director General of Kyushu Regional Development Bureau

⑵　Subject matter of service : System improvement and operation support for Competitive bidding qualification in the fiscal year 2027―2028

⑶　Time-limit to express interests : 5 : 00 P.M. 10 February 2026

⑷　Contact point for the notice : Purchase Section, Contract Division, General Affairs Department, Kyushu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―10―7, Hakataekihigashi, Hakata-ku, Fukuoka-shi, Fukuoka-ken, 812―0013, Japan TEL 092―471―6331 EX. 2538

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

破産手続終結

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則の一部変更について

（令和七年十二月二十六日文部科学大臣認可七文科高第一四五七号）

日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則（平成九年十二月二十四日文部大臣認可諸高第四十六の一号）の一部を次のように変更する。

目次中「第三十六条」を「第三十六条―第三十八条」に改める。

第三十六条を第三十七条とし、第三十五条の次に次の一条を加える。

（電子情報処理組織による通知）

第三十六条　事業団は、第十条第一項又は第三十三条第三項の規定に基づき加入者及び学校法人等に書面等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第三条第五号に規定する書面等をいう。）により行うこととしている通知については、電子情報処理組織（事業団の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と学校法人等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が、当該電子情報処理組織を使用する方法により受けることを希望する旨の次項で定める方式による表示をする場合に限る。

2　前項ただし書で定める方式は、電子情報処理組織を使用する方法により通知を受けることを希望する旨の当該電子情報処理組織を使用する方法により行われる申請等（情報通信技術活用法第三条第八号に規定する申請等をいう。）とする。

3　事業団は、第一項の規定に基づき通知を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、電磁的記録（情報通信技術活用法第三条第七号に規定する電磁的記録をいう。）により行うものとする。

4　第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、この規則の規定により書面等により行われたものとみなして、この規則の規定を適用する。

5　事業団は、第一項の規定に基づき通知を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該通知に記載すべきこととされている事項を事業団の使用に係る電子計算機から入力し、当該事項に係る情報に電子署名（文部科学省関係の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年文部科学省令第九号）第二条第二項第一号ロに規定する電子署名をいう。次項において同じ。）を行い、事業団の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

6　事業団は、第一項の規定に基づき通知を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、電子署名を行うことにより署名等（情報通信技術活用法第三条第六号に規定する署名等をいう。）に代えるものとする。

7　第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該通知を受ける者に到達したものとみなす。

第三十七条の次に次の一条を加える。

（提出書類の特例）

第三十八条　施行規則第四十一条第四項（私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年文部科学省令第三十三号）附則第十条第五項又は附則第十八条の二第一項の規定により準用する場合を含む。）の規定により、事業団への提出を省略することのできる届書は、次に掲げる場合における届書とする。

一　年金受給権者が氏名を変更したとき、転居したとき又は住居表示若しくは個人番号が変更されたとき

二　公金受取口座の払渡金融機関が変更されたとき（年金の支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を希望する旨を記載した請求書等を事業団に提出した場合（施行規則第五十五条第三項の規定により実施機関（事業団を除く。）から事業団に送付され、又は電磁的方法により送られ、同条第四項の規定により事業団に提出があったものとみなされた場合を除く。）に限る。）

三　年金受給権者が死亡したとき（繰下げ待機者が支給の繰下げの申出を行うまでの間に死亡したときを含む。）

四　加給年金額の対象者が死亡したとき

附　則

この変更は、令和七年十二月二十六日から実施する。

令和八年一月二十八日

東京都千代田区富士見一丁目一〇番一二号

日本私立学校振興・共済事業団

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和六年九月二十五日に破産手続開始決定により解散し、令和七年十一月七日に当該破産手続が終結しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

宮城県仙台市宮城野区大梶一〇番一九号
株式会社新東洋技術コンサルタント
代表清算人　上林　佑
連絡先　仙台市青葉区大町一丁目一番八号
第三青葉ビル一〇階フォレストアップ法律事務所

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

茨城県つくば市大井一四六一―一
有限会社ＩＯＳ
清算人　大里　登

解散公告

当社は、令和八年一月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

群馬県伊勢崎市下植木町九七七番地
有限会社藍原印刷所
清算人　関根　宥斗

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

埼玉県川口市大字榛松七七二番地
トヤマ精密株式会社
代表清算人　大田　哲朗

解散公告

当法人は、令和七年十一月一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

千葉県船橋市芝山四丁目一八番一号
ＮＰＯ法人船橋宿場町再生協議会
清算人　大木　武士

解散公告

当法人は、令和七年十一月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

千葉県佐倉市上志津一六六八番地九
一般社団法人ＮＵＲＴＵＲＥＳ
代表清算人　堤　美智子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

東京都港区東新橋二丁目六番一〇号
ブリスケアサービス株式会社
代表清算人　森下　正道

解散公告

当社は、令和八年一月十三日の株主総会の決議により解散いたしましたので、債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

東京都国分寺市泉町一丁目一二番五号
ビジネス・アライアンス株式会社
代表清算人　遠山　文規

解散公告

一般社団法人日本ＩＴ集客サポートは令和七年十二月二十日に解散したので、当法人に対して債権を有する者は、本公告掲載の翌日から起算して二箇月以内にその申し出をしてください。

なお、右期間内に申し出のないときは、清算から除斥されます。

令和八年一月二十八日

東京都江東区豊洲五丁目一番一三号三九〇三
一般社団法人日本ＩＴ集客サポート
清算人　永山　裕基

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

東京都江戸川区東篠崎二丁目一番八号
有限会社ばらハウジング
清算人　桑原　義孝

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

東京都品川区東五反田一丁目二番一二号
ＣＥＬＳＵＳ合同会社
清算人　坂田　智則

解散公告

当社は、令和五年十二月十三日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

東京都目黒区自由が丘二丁目一六番九―一〇五号
株式会社Ｒｏｏｍ８
代表清算人　植野　蘭子

解散公告

当社は、令和七年十二月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

東京都青梅市二俣尾二丁目六四二番

有限会社カネモ建設

清算人　森田　正子

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

東京都文京区関口一丁目一二番一号

アケサカリフォーム株式会社

代表清算人　明坂　富茂

解散公告

当組合は令和八年一月十三日解散いたしました。つきましては当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

東京都千代田区九段北四丁目一番一号

KAKEZAN project有限責任事業組合

清算人　和田　丙午

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

東京都港区新橋五丁目六番三号

株式会社ＧＯＬＬＥＹ

代表清算人　大槻　拓海

代表清算人　田中　健介

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日付、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

東京都太田区南久が原二―八―四ロンシャン久が原二〇三

合同会社トリガポト

清算人　和田　佳大

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

東京都港区赤坂七丁目六番一五号

合同会社トレック・マーズ

清算人　下田　興一

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

東京都新宿区新宿二丁目二番一号

有限会社魚多屋建設

清算人　河村佐智子

解散公告

当社は、令和八年一月一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

東京都新宿区西新宿七丁目二一―九天翔オフィス新宿三階三〇五

Ａｐｐａｌｇａ合同会社

清算人　サマッド・ワシム

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

一般社団法人リキッドライム

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

東京レジ２一般社団法人

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

東京都中央区銀座七丁目一三番二〇号銀座ＴＨビル九階　株式会社エーフレンドリー

代表清算人　西辻真奈（細川真奈）

解散公告

当社は、令和七年十一月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

東京都港区芝浦四丁目九番二五号

フォイスアイシーティープロ株式会社

代表清算人　浦野　明美

解散公告

当社は、令和七年十二月十五日開催の株主総会決議により解散しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

東京都武蔵野市境南町二丁目七番二一号

有限会社サイバノミクス

清算人　西村　信夫

解散公告

当社は、令和八年一月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

東京都豊島区西池袋一丁目三〇番地八号

有限会社クイックタイム

清算人　野村　圭佑

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

東京都豊島区池袋二丁目二四番二号

有限会社はら不動産管理

代表清算人　原　洋二

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一四九条第一項の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

東京都千代田区九段南三丁目九番一二号

一般社団法人いわき桜会

代表清算人　齋藤　工

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

東京都立川市柴崎町一丁目二三番二七号

有限会社三賀高島

清算人　髙嶋志保恵

解散公告

当法人は、令和八年一月九日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

東京都千代田区九段南三丁目七番七号成和綜合会計事務所内

ブルーホスピタリティＧＰ一般社団法人

代表清算人　荒川　真司

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

神奈川県藤沢市湘南台四丁目三九番地の五

一般社団法人しょうなん

清算人　山口　智子

解散公告

当社は、令和八年一月九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

神奈川県川崎市川崎区駅前本町一八番一号

メルスサイトー七〇二　ｍｏｌｘ株式会社

代表清算人　笠間　舞子

解散公告

当社は、令和七年十二月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしました。当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に申し出下さい。期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

新潟市中央区南笹口一丁目一番三八号コープオリンピア八〇八

株式会社燈

代表清算人　渡邊　大稀

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

石川県金沢市鈴見台二丁目一四番八号

有限会社オクムラ

清算人　奥村　正美

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

山梨県大月市宮谷一五一一番地八

特定非営利活動法人山梨ねこボランティアネットワーク

清算人　坂本　佳代

解散公告

当法人は解散した。債権者は本公告掲載の翌日から二箇月以内に清算人まで申出をされたい。期間内に申出なきときは清算から除斥される。

令和八年一月二十八日

静岡県富士市久沢二丁目一〇番六

特定非営利活動法人Ａ　ｃｏｍｒａｄｅｓ

清算人　松井　綾乃

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

静岡県田方郡函南町平井一七五三番地の一

八七五　有限会社あすかライフサービス

清算人　沖中　祐子

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

名古屋市中川区十番町二丁目一五番地

有限会社双龍苑

清算人　金山　幸子

解散公告

当社は、令和七年十二月十一日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

名古屋市港区本宮町一丁目七二番地の一

大幸福服株式会社

代表清算人　犬飼久美子

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

三重県伊勢市旭町二〇〇番三　株式会社楽

代表清算人　中井　結花

解散公告

当社は、令和七年四月三十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

滋賀県草津市追分町六九一番地の二

三陽金属株式会社

代表清算人　奥村　有峰

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

京都市伏見区深草願成町三四番地の二〇

法喜株式会社

代表清算人　中井　周治

解散公告

当社は、令和八年一月十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

京都市北区上賀茂榊田町五七番地二

京都フィロソフィー・コンサルティング株式会社　代表清算人　二宮徳次郎

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

京都府福知山市字篠尾七二四番地

有限会社ケイアンドティ　清算人　竹下　壽代

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

大阪府豊中市上新田二丁目二三番二〇号

株式会社山口酒店　代表清算人　山口　和子

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

大阪府豊中市上新田二丁目四番九号

有限会社千里中央酒店　清算人　山口　哲良

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

大阪市東成区大今里三丁目一五番六号Ｉｍａｚａｔｏ Ｔｏｗｅｒ三〇一Ｂ

攬橋商務株式会社　代表清算人　符　禹

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

大阪市中央区松屋町九番二〇号ローレルス テート松屋町三〇九Ｂ　松盛株式会社　代表清算人　李　珅

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

大阪市中央区南船場二丁目一一番四―三〇八号

美力和合株式会社　代表清算人　欧陽　中鉄

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

大阪市住吉区大領五丁目四番五号

株式会社新栄　代表清算人　黄瀬　正行

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

大阪市東住吉区鷹合四丁目二一番一六号一Ｆ―Ｆ

叢瀾株式会社　代表清算人　湯　力

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

大阪市中央区備後町三丁目四番一号

株式会社ＥＰＩＳＯＤＥ　代表清算人　圓札　祥大

解散公告

当社は、令和八年一月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

大阪府豊中市穂積一丁目一番一八―四〇一号

株式会社ソートスタジオ　清算人　土屋　壮史

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

神戸市垂水区桃山台一丁目二番地の九

有限会社キタガワ　清算人　北川　正司

解散公告

当社は、令和八年一月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

兵庫県川西市向陽台二丁目一番地六一

株式会社ホサナ　代表清算人　原田美代子

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

島根県出雲市斐川町直江一六七九番地五

有限会社こざくらや酒店　清算人　川井　達夫

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

岡山県倉敷市児島駅前四丁目六四番地一

株式会社エイチ・ケイ・ティー　代表清算人　幡多　祐子

第55期決算公告

令和8年1月28日

茨城県土浦市東真鍋町9番35号

株式会社東総業

代表取締役　岡島　正和

貸借対照表の要旨（令和7年11月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	426,852
	固定資産	236,118
	合計	662,971
負債及び純資産の部	流動負債	5,398
	固定負債	0
	株主資本	657,572
	資本金	20,000
	利益剰余金	637,572
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	632,572
	（うち当期純利益）	(18,640)
	合計	662,971

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

広島県尾道市御調町市一二三七番地の三

有限会社大田写真館

清算人　大田　光洋

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

広島県福山市西深津町七丁目一番二一号

有限会社ヨーウエモン産業

清算人　藤井　康寛

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

山口県岩国市装束町四丁目一〇番一五号

株式会社岩国歩製缶

代表清算人　中道　正男

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

山口県防府市佐波二丁目九番四号

有限会社丸嘉

清算人　山野井明子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

徳島市佐古八番町二番一〇号

株式会社ラウドネス

代表清算人　吉岡　祐子

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

福岡県久留米市三潴町早津崎八一二番地

株式会社辻組

代表清算人　辻　健太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

福岡県北九州市八幡西区光貞台二丁目二六番五号

有限会社ソレイユ

清算人　萱嶌　径子

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

長崎県佐世保市松浦町四番一七号

株式会社オーリック商事

代表清算人　濵田龍太郎

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

熊本市中央区黒髪五丁目七番六〇号

一般財団法人神風連資料館

代表清算人　湯田　榮弘

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

鹿児島市桜ヶ丘六丁目四二番地八エクセル桜ヶ丘一〇一号

株式会社住まいのアグリー

代表清算人　米盛　義純

解散公告（第一回）

当組合は、令和八年一月十三日の福島県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

福島県いわき市平字材木町四六番地

いわき駅並木通り地区市街地再開発組合

代表清算人　野沢　達也

解散公告（第二回）

当組合は令和八年一月二十日西尾市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年一月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

愛知県西尾市住崎一丁目一〇一番地

西尾天神前土地区画整理組合

清算人代表　鈴木　徹郎

解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年一月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

大阪市福島区海老江二丁目一番三六号

医療法人友愛会（社団）

清算人　松本　直彦

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年六月三十日開催の臨時社員総会の決議並びに福岡県知事の認可により、令和八年一月六日をもって解散しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年一月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

北九州市八幡西区藤田三丁目四番九号

医療法人おおくぼ眼科医院

清算人　大久保亨一

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年十一月十二日仙台地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年一月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

宮城県仙台市宮城野区鉄砲町一九九番地

宗教法人林子平神社

清算人　菅野　修

第６期決算公告

令和８年１月28日

栃木県日光市清滝３―11―15

株式会社清滝養鱒場

代表取締役社長　宇角　恒哉

貸借対照表の要旨

（令和６年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	16,533
	固定資産	1,281
	合計	17,814
負債及び純資産の部	流動負債	16,034
	株主資本	1,780
	資本金	10,000
	利益剰余金	△8,220
	その他利益剰余金	△8,220
	（うち当期純損失）	(5,751)
	合計	17,814

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年十一月十八日甲府地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年一月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

山梨県甲斐市菖蒲沢一七六七番地

宗教法人八幡神社

清算人　弁護士　木暮　利壱

連絡先　山梨県甲府市中央一丁目九番六号

青柳ビル三階

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年四月一日開催の社員総会の決議並びに兵庫県知事の認可により、令和七年十二月二十四日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年一月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

兵庫県高砂市米田町米田一〇三番地一

医療法人社団仁成会金村医院

清算人　金村　成姫

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年十一月十八日奈良地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年一月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

奈良県桜井市大字三輪二三番地

宗教法人大三和太陽の家

清算人　和島美枝子

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年九月十八日に解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年一月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

沖縄県島尻郡久米島町字大田五六四番地一

医療法人恵歯会

清算人　石川　穣

配当公告

香川県高松市常磐町一丁目九番地一

破産者　常磐興業株式会社

右の者に対する高松地方裁判所令和四年（フ）第五十五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金八四一、五六五、四五六円

一、配当することのできる金額

金三九、九三四、五三四円

令和八年一月二十八日

香川県高松市内町一番六号井元ビル四階

破産管財人　小林　正則

第62期決算公告

令和８年１月28日

さいたま市北区土呂町１丁目59番７号

寺木産業株式会社

代表取締役　寺木眞一郎

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	479,697
	固定資産	68,219
	合計	547,916
負債及び純資産の部	流動負債	232,206
	貸倒引当金	1,144
	固定負債	37,316
	株主資本	278,394
	資本金	15,000
	利益剰余金	263,394
	利益準備金	3,750
	その他利益剰余金	259,644
	（うち当期純利益）	(23,332)
	合計	547,916

第 30 期 決 算 公 告

令和８年１月28日　　東京都豊島区東池袋三丁目１番１号

株式会社高橋編集事務所

代表取締役　清水　美成

貸借対照表の要旨　（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,269,085	流動負債	27,989
		賞与引当金	2,122
		固定負債	2,558
		役員退職慰労引当金	2,558
		株主資本	1,238,537
		資本金	10,000
		資本剰余金	30,250
		その他資本剰余金	30,250
		利益剰余金	1,594,287
		その他利益剰余金	1,594,287
		（うち当期純利益）	(43,749)
		自己株式	△396,000
資産合計	1,269,085	負債・純資産合計	1,269,085

第 38 期 決 算 公 告

令和８年１月28日　東京都新宿区西新宿一丁目６番１号

株式会社ジェイ・エス・ビー・ネットワーク

代表取締役　今井　寛

貸借対照表の要旨　（令和７年10月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,220,762	流動負債	2,506,379
固定資産	772,619	（うち賞与引当金）	(206,635)
		固定負債	60,817
		（うち退職給付引当金）	(60,136)
		株主資本	2,426,184
		資本金	50,000
		資本剰余金	190,000
		その他資本剰余金	190,000
		利益剰余金	2,186,184
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	2,173,684
		（うち当期純利益）	(759,873)
資産合計	**4,993,381**	**負債・純資産合計**	**4,993,381**

第６期決算公告　令和８年１月28日
東京都港区赤坂三丁目17番３号
ＭｅｔＣｏｍ株式会社
代表取締役　近　　義起
貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	506,584
	固定資産	91,590
	資産合計	**598,174**
負純資産及び債の部	流動負債	12,462
	株主資本	583,192
	資本金	50,000
	資本剰余金	1,311,382
	資本準備金	50,000
	その他資本剰余金	1,261,382
	利益剰余金	△778,190
	その他利益剰余金	△778,190
	（うち当期純損失）	(169,400)
	新株予約権	2,520
	負債・純資産合計	**598,174**

第30期決算公告　令和８年１月28日
東京都豊島区東池袋三丁目１番１号
高橋編集企画株式会社
代表取締役　清水　美成
貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,010,576
	固定資産	2,100
	資産合計	**1,012,676**
負純資産及び債の部	流動負債	14,405
	賞与引当金	1,542
	固定負債	2,558
	役員退職慰労引当金	2,558
	株主資本	995,712
	資本金	10,000
	利益剰余金	985,712
	その他利益剰余金	985,712
	（うち当期純損失）	(43,186)
	負債・純資産合計	**1,012,676**

第25期決算公告
令和７年12月26日
埼玉県さいたま市見沼区東大宮五丁目４番地２
株式会社クレイリッシュ
代表取締役　髙木　秀男
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,914,099
	固定資産	46,360
	資産合計	**5,960,460**
負純資産及び債の部	流動負債	4,702,353
	固定負債	316,841
	株主資本	941,265
	資本金	99,000
	利益剰余金	842,265
	その他利益剰余金	842,265
	（うち当期純利益）	(175,419)
	負債・純資産合計	**5,960,460**

第 10 期 決 算 公 告

令和８年１月28日

東京都新宿区西新宿一丁目６番１号

株式会社Mewcket

代表取締役　諏訪原亮一

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	70,126
	固定資産	0
	合計	70,126
負債及び純資産の部	流動負債	1,719
	株主資本	68,406
	資本金	122,229
	資本剰余金	122,129
	資本準備金	122,129
	利益剰余金	△ 175,952
	その他利益剰余金	△ 175,952
	（うち当期純損失）	(3,469)
	合計	70,126

第２期決算公告

令和８年１月28日

東京都小金井市中町二丁目24番16号

ＡＳＥＭｔｅｃｈ株式会社

代表取締役　生嶋　健司

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	216,526
	固定資産	7,901
	合計	224,428
負債及び純資産の部	流動負債	5,485
	株主資本	218,943
	資本金	90,000
	資本剰余金	262,002
	資本準備金	262,002
	利益剰余金	△133,058
	その他利益剰余金	△133,058
	（うち当期純損失）	(103,785)
	合計	224,428

第３期決算公告

令和８年１月28日

東京都港区赤坂四丁目８番19号

赤坂フロントタウン３階

株式会社Ｃａｒｎｏｔ

代表取締役　松森　匠哉

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	87,093,106
	固定資産	29,694,662
	資産合計	116,787,768
負債及び純資産の部	流動負債	26,884,702
	固定負債	3,725,000
	株主資本	1,178,066
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	178,066
	その他利益剰余金	178,066
	（うち当期純利益）	(19,197,554)
	新株予約権	85,000,000
	負債・純資産合計	116,787,768

第 12 期 決 算 公 告

令和８年１月28日

京都市下京区因幡堂町655番地

リビングネットワークサービス株式会社

代表取締役　高木　大輔

貸借対照表の要旨

（令和７年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,330,406
	固定資産	204,274
	合計	1,534,680
負債及び純資産の部	流動負債	685,141
	株主資本	849,538
	資本金	10,000
	利益剰余金	839,538
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	837,038
	（うち当期純利益）	(306,506)
	合計	1,534,680

第 40 期 決 算 公 告

令和７年12月16日

愛知県一宮市三条賀１番地

中日本コンテナーサービス株式会社

代表取締役　川尻　明夫

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	657,218
	固定資産	240,854
	合計	898,073
負債及び純資産の部	流動負債	79,258
	固定負債	26,315
	株主資本	792,499
	資本金	70,000
	利益剰余金	722,499
	利益準備金	17,500
	その他利益剰余金	704,999
	（うち当期純利益）	(45,109)
	合計	898,073

第 6 期 決 算 公 告

令和８年１月28日

東京都台東区台東一丁目31番７号

株式会社ＳＨＯＥＩ　ＳＡＬＥＳ　ＪＡＰＡＮ

代表取締役　市川　　護

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	256,654
	固定資産	1,183
	資産合計	257,838
負債及び純資産の部	流動負債	114,027
	株主資本	143,811
	資本金	5,000
	利益剰余金	138,811
	その他利益剰余金	138,811
	（うち当期純利益）	(26,107)
	負債・純資産合計	257,838

第 25 期 決 算 公 告

令和８年１月 28 日
京都市下京区因幡堂町655番地
株式会社ＯＶＯ
代表取締役　南條　義徳

貸借対照表の要旨
（令和７年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	326,518
	固定資産	64,051
	合計	390,569
負純資産及のび部	流動負債	219,025
	（うち賞与引当金）	(1,885)
	株主資本	171,544
	資本金	80,000
	利益剰余金	91,544
	その他利益剰余金	91,544
	（うち当期純利益）	(24,622)
	合計	390,569

第８期決算公告

令和８年１月28日
京都市下京区因幡堂町655番地
株式会社
ジェイ・エス・ビー・フードサービス
代表取締役　岡　篤史

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	864,827
	固定資産	43,059
	合計	907,887
負純資産及のび部	流動負債	551,496
	（うち賞与引当金）	(53,468)
	固定負債	10,627
	退職給付引当金	10,627
	株主資本	345,763
	資本金	50,000
	利益剰余金	295,763
	その他利益剰余金	295,763
	（うち当期純利益）	(101,424)
	合計	907,887

第 23 期決算公告

令和８年１月28日
京都市下京区松原通東洞院西入北側
因幡堂町655番地
総合管財株式会社
代表取締役　村上　雅紀

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	349,745
	固定資産	4,795
	合計	354,541
負純資産及のび部	流動負債	88,881
	（うち賞与引当金）	(2,422)
	株主資本	265,660
	資本金	50,000
	利益剰余金	215,660
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	203,160
	（うち当期純利益）	(73,828)
	合計	354,541

第 13 期決算公告

令和８年１月27日
福岡県糟屋郡志免町片峰三丁目６番５号
アイケア株式会社
代表取締役　寺澤　大輔

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	255,803
	固定資産	432,045
	合計	687,848
負純資産及のび部	流動負債	144,394
	（うち賞与引当金）	(20,187)
	固定負債	231,925
	株主資本	311,528
	資本金	95,000
	資本剰余金	95,000
	資本準備金	95,000
	利益剰余金	121,528
	その他利益剰余金	121,528
	（うち当期純利益）	(38,262)
	合計	687,848

第 18 期 決 算 公 告

令和８年１月 28 日
兵庫県宝塚市安倉中二丁目４番８号
株式会社シンリュウトラスト
代表取締役　山砥　浩

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	70,372
	資産合計	70,372
負純資産及のび部	流動負債	60,606
	負債合計	60,606
	株主資本	9,766
	資本金	5,000
	利益剰余金	4,766
	その他利益剰余金	4,766
	（うち当期純利益）	(4,198)
	純資産合計	9,766
	負債・純資産合計	70,372

第 11 期 決 算 公 告

令和８年１月 28 日
京都市下京区因幡堂町655番地
株式会社スタイルガーデン
代表取締役　齋田　浩希

貸借対照表の要旨
（令和７年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	4,125
	固定資産	7,817
	合計	11,942
負純資産及のび部	流動負債	19,083
	株主資本	△ 7,160
	資本金	3,000
	利益剰余金	△ 10,160
	その他利益剰余金	△ 10,160
	（うち当期純損失）	(5,448)
	新株予約権	20
	合計	11,942

第３期決算公告

令和７年12月22日
東京都千代田区神田須田町一丁目14番地
ヒューリック神田須田町ビル３階
バリュー・クエスト・パートナーズ株式会社

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	16,220
	固定資産	25,435
	繰延資産	148
	資産合計	41,803
負純資産及のび部	流動負債	907
	株主資本	40,896
	資本金	20,000
	資本剰余金	20,000
	資本準備金	20,000
	利益剰余金	896
	その他利益剰余金	896
	（うち当期純損失）	(1,469)
	負債・純資産合計	41,803

第 22 期決算公告

令和８年１月28日
栃木県小山市城東一丁目６番33号
ＴＢＣシルバーサービス株式会社
代表取締役　小原　哲平

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	146,469
	固定資産	815,266
	合計	961,736
負純資産及のび部	流動負債	194,190
	固定負債	197,664
	株主資本	569,881
	資本金	50,000
	資本剰余金	6,000
	その他資本剰余金	6,000
	利益剰余金	513,881
	利益準備金	5,245
	その他利益剰余金	508,635
	（うち当期純利益）	(16,673)
	合計	961,736

第 20 期 決 算 公 告

令和８年１月 28 日
長崎県諫早市高来町船津295番地１
株式会社ノボル電工社
代表取締役　野口　正勝

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	279,006
	固定資産	48,041
	合計	327,047
負純資産及のび部	流動負債	30,095
	株主資本	296,952
	資本金	30,000
	利益剰余金	266,952
	その他利益剰余金	266,952
	（うち当期純利益）	(36,010)
	合計	327,047

第 19 期 決 算 公 告

令和７年 12 月 26 日
東京都台東区小島２―20―11
株式会社ＬＩＧ
代表取締役　大山　智弘

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	994,873
	固定資産	370,720
	資産合計	1,365,594
負純資産及のび部	流動負債	829,648
	固定負債	376,717
	株主資本	159,228
	資本金	10,000
	利益剰余金	149,228
	その他利益剰余金	149,228
	（うち当期純利益）	(138,371)
	負債・純資産合計	1,365,594

第 22 期決算公告

令和７年６月27日
東京都文京区本郷二丁目35番８号
フクダメディカルソリューション株式会社
代表取締役　百瀬　寛

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	471,842
	固定資産	43,217
	資産合計	515,059
負純資産及のび部	流動負債	126,359
	賞与引当金	24,432
	その他	101,927
	固定負債	48,062
	株主資本	340,638
	資本金	50,000
	利益剰余金	290,638
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	278,138
	（うち当期純利益）	(16,576)
	負債・純資産合計	515,059

第４期決算公告

令和８年１月28日
東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目15番７号
株式会社ＯＡＳＩＺ

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	583,679
	固定資産	25,092
	合計	608,771
負純資産及のび部	流動負債	62,365
	固定負債	1,600
	株主資本	234,806
	資本金	100,000
	資本剰余金	158,079
	資本準備金	128,539
	その他資本剰余金	29,539
	利益剰余金	△23,273
	その他利益剰余金	△23,273
	（うち当期純利益）	(23,614)
	新株予約権	310,000
	合計	608,771

第10期決算公告　令和７年12月18日
東京都世田谷区三軒茶屋二丁目２番16号
日本都市開発事業株式会社
代表取締役　佐藤　聰美
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	867,348
	固定資産	52,424
	繰延資産	74,560
	資産合計	**994,332**
負純資債及産びの部	流動負債	395,722
	固定負債	264,843
	株主資本	333,766
	資本金	273,750
	資本剰余金	167,450
	資本準備金	167,450
	利益剰余金	△107,433
	その他利益剰余金	△107,433
	（うち当期純損失）	（1,330）
	負債・純資産合計	**994,332**

第32期決算公告　令和７年７月31日
東京都港区芝浦３丁目９番１号
エレクタ株式会社
貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	6,227,453
	固定資産	163,261
	資産合計	**6,390,714**
負純資債及産びの部	流動負債	4,419,643
	固定負債	647,265
	株主資本	1,323,806
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,010
	資本準備金	100,010
	利益剰余金	1,123,796
	その他利益剰余金	1,123,796
	（うち当期純利益）	（430,890）
	負債・純資産合計	**6,390,714**

第10期決算公告

令和８年１月28日
長野県北安曇郡白馬村大字北城3020番地682
ピースクラフト株式会社
代表取締役　ナヴィンダージッ・シン・アナッ・ルラキ・ナランジャン・シン
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	21,087,892
	固定資産	197,685,404
	資産合計	**218,773,296**
負純資債及産びの部	流動負債	90,478,098
	固定負債	57,412,364
	株主資本	70,882,834
	資本金	9,900,000
	利益剰余金	60,982,834
	その他利益剰余金	60,982,834
	（うち当期純利益）	（15,390,116）
	負債・純資産合計	**218,773,296**

第９期決算公告

令和８年１月28日
東京都品川区西五反田七丁目１番１号
ＢｌｕｅＢａｎｋ株式会社
代表取締役　杉守　一樹
貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,368,513	流動負債	993,739
固定資産	99,891	固定負債	302,360
繰延資産	1,309	株主資本	173,583
		資本金	90,000
		資本剰余金	487,620
		資本準備金	90,000
		その他資本剰余金	397,620
		利益剰余金	△404,037
		その他利益剰余金	△404,037
		（うち当期純損失）	（404,037）
		新株予約権	32
資産合計	**1,469,713**	**負債・純資産合計**	**1,469,713**

第31期決算公告

令和８年１月28日
東京都新宿区西新宿一丁目６番１号
株式会社東京学生ライフ
代表取締役　丸屋　亮介
貸借対照表の要旨
（令和７年10月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	230,423	流動負債	104,369
固定資産	41,627	（うち賞与引当金）	（5,890）
		固定負債	12,204
		退職給付引当金	12,204
		株主資本	155,477
		資本金	40,000
		資本剰余金	10,000
		その他資本剰余金	10,000
		利益剰余金	105,477
		その他利益剰余金	105,477
		（うち当期純損失）	（26,945）
資産合計	**272,050**	**負債・純資産合計**	**272,050**

第48期決算公告

2026年１月28日　東京都千代田区神田須田町一丁目34番地１
千歳ファシリティーズ株式会社
取締役社長　永田　裕之
貸借対照表の要旨　（2025年10月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	3,604	流動負債	919
固定資産	321	（賞与引当金）	（327）
		固定負債	147
		（役員退職慰労引当金）	（34）
		（退職給付引当金）	（113）
		株主資本	2,859
		資本金	80
		資本剰余金	70
		その他資本剰余金	70
		利益剰余金	2,709
		利益準備金	20
		その他利益剰余金	2,689
合計	**3,925**	**合計**	**3,925**

（注）当期純利益　151百万円

第41期決算公告

令和８年１月28日
京都市中京区金吹町461番地京都烏丸御池ビル４階
株式会社学生ハウジング
代表取締役　石本　浩治
貸借対照表の要旨
（令和７年10月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	216,366	流動負債	57,677
固定資産	18,465	（うち賞与引当金）	（6,071）
繰延資産	40	固定負債	16,889
		退職給付引当金	16,889
		株主資本	160,306
		資本金	10,000
		利益剰余金	150,306
		その他利益剰余金	150,306
		（うち当期純利益）	（31,891）
資産合計	**234,872**	**負債・純資産合計**	**234,872**

第９期決算公告

令和８年１月28日　東京都中央区銀座二丁目９番17号
坪井ホールディングス株式会社
代表取締役　坪井　晴雅
貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	307	流動負債	113
固定資産	8,161	固定負債	251
		修繕引当金	40
		株主資本	8,104
		資本金	96
		資本剰余金	6,026
		その他資本剰余金	6,026
		利益剰余金	2,232
		その他利益剰余金	2,232
		（うち当期純利益）	（281）
		自己株式	△250
資産合計	**8,468**	**負債・純資産合計**	**8,468**

第87期決算公告

令和８年１月28日　東京都中央区銀座二丁目９番17号
坪井工業株式会社
代表取締役　坪井　晴雅
貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	25,722	流動負債	17,789
固定資産	2,716	固定負債	585
		退職給付引当金	422
		完成工事補償引当金	157
		株主資本	10,064
		資本金	100
		資本剰余金	20
		資本準備金	20
		利益剰余金	9,944
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	9,919
		（うち当期純利益）	（942）
資産合計	**28,438**	**負債・純資産合計**	**28,438**

第９期決算公告　令和８年１月28日
東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目33番５号
株式会社トーシンライフサポート
代表取締役　小笠原一義
貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	728,596
	固定資産	8,099
	合計	736,695
負債及び純資産の部	流動負債	463,098
	固定負債	402
	株主資本	272,434
	資本金	10,000
	利益剰余金	262,434
	その他利益剰余金	262,434
	（うち当期純利益）	(54,220)
	評価・換算差額等	760
	その他有価証券評価差額金	760
	合計	736,695

第５期決算公告　令和８年１月28日
東京都新宿区西新宿一丁目４番11号
全研プラザビル
株式会社ＦＩＮＤＥＲＳ
代表取締役　小笠原一義
貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	47,897
	固定資産	2,204
	合計	50,101
負債及び純資産の部	流動負債	4,731
	株主資本	45,369
	資本金	10,000
	利益剰余金	35,369
	その他利益剰余金	35,369
	（うち当期純利益）	(10,661)
	合計	50,101

第５期決算公告

令和８年１月28日

東京都豊島区東池袋三丁目１番１号

株式会社高橋書店

代表取締役　清水　美成

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	12,947,133
	固定資産	6,988,513
	資産合計	19,935,646
負債及び純資産の部	流動負債	11,481,307
	賞与引当金	9,377
	固定負債	57,206
	役員退職慰労引当金	57,156
	株主資本	8,390,841
	資本金	10,000
	資本剰余金	5,714,353
	資本準備金	2,500
	その他資本剰余金	5,711,853
	利益剰余金	2,666,487
	その他利益剰余金	2,666,487
	（うち当期純利益）	(2,625,631)
	評価・換算差額等	6,291
	その他有価証券評価差額金	6,291
	負債・純資産合計	19,935,646

第15期決算公告　令和８年１月28日
大阪市天王寺区上本町５－２－11
上六新興産ビル602
株式会社イデアライブ
代表取締役　松嶋　隆士
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	140,081,179
	固定資産	331,018
	資産合計	140,412,197
負債及び純資産の部	流動負債	38,710,527
	固定負債	40,810,000
	負債合計	79,520,527
	株主資本	60,891,670
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	50,891,670
	その他利益剰余金	50,891,670
	（うち当期純利益）	(19,713,808)
	純資産合計	60,891,670
	負債・純資産合計	140,412,197

第57期決算公告　令和８年１月28日
東京都江戸川区東小松川四丁目23番11号
千賀商事株式会社
代表取締役　中島誠一郎
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	863,872
	固定資産	10,973
	資産合計	874,846
負債及び純資産の部	流動負債	481,824
	賞与引当金	3,561
	役員賞与引当金	400
	固定負債	59,472
	株主資本	333,549
	資本金	50,000
	利益剰余金	283,549
	利益準備金	1,685
	その他利益剰余金	281,864
	（うち当期純利益）	(1,555)
	負債・純資産合計	874,846

第７期決算公告　令和８年１月28日
兵庫県姫路市阿保甲878番地
株式会社ウォーターリンクス
代表取締役　原　　裕二
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	14,439
	固定資産	612,084
	資産合計	626,524
負債及び純資産の部	流動負債	595,832
	賞与引当金	3,893
	株主資本	30,692
	資本金	50,000
	資本剰余金	121,409
	資本準備金	121,409
	利益剰余金	△140,717
	その他利益剰余金	△140,717
	（うち当期純損失）	(140,717)
	負債・純資産合計	626,524

第36期決算公告　令和８年１月28日
神戸市灘区灘浜町３番６号３階301号
安藤建設株式会社
代表取締役　矢部　一夫
貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	363,205
	固定資産	15,020
	資産合計	378,226
負債及び純資産の部	流動負債	117,861
	賞与引当金	10,898
	役員賞与引当金	5,050
	固定負債	128,948
	株主資本	131,416
	資本金	20,000
	利益剰余金	111,416
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	106,416
	（うち当期純利益）	(46,323)
	負債・純資産合計	378,226

第７期決算公告

令和８年１月28日

東京都豊島区東池袋三丁目１番１号

株式会社髙和堂

代表取締役　清水　美成

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,644,907
	固定資産	465,252
	資産合計	3,110,160
負債及び純資産の部	流動負債	46,928
	賞与引当金	1,747
	固定負債	31,070
	退職給付引当金	1,821
	役員退職給付引当金	5,335
	株主資本	3,031,447
	資本金	10,000
	資本剰余金	10,000
	その他資本剰余金	10,000
	利益剰余金	3,011,447
	その他利益剰余金	3,011,447
	（うち当期純利益）	(277,688)
	評価・換算差額等	714
	その他有価証券評価差額金	714
	負債・純資産合計	3,110,160

第67期決算公告　令和８年１月28日
東京都新宿区西落合一丁目26番14号
株式会社橘ビルヂング
代表取締役　三宅　将広
貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	147,258
	固定資産	452,121
	資産合計	599,379
負債及び純資産の部	流動負債	62,027
	固定負債	5,075
	負債合計	67,102
	株主資本	532,276
	資本金	384,000
	利益剰余金	148,276
	利益準備金	86,000
	その他利益剰余金	62,276
	（うち当期純利益）	(13,074)
	純資産合計	532,276
	負債・純資産合計	599,379

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億七百二十万円減少し七千六百八十万円と減少することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月一日であり、株主総会の決議は、令和八年一月十三日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年一月二十八日
東京都新宿区西落合一丁目二六番一四号
株式会社橘ビルヂング
代表取締役　三宅　将広

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社エスフロー（住所　東京都港区南青山二丁目二六番一一号）に対して当社のクラウド販売管理システムｓ－ｆｌｏｗ（エスフロー）事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

当社の株主総会の承認決議は令和八年二月十六日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年一月二十八日

東京都港区南青山二丁目二六番一一号
株式会社コデックス
代表取締役　原本　陽太

第22期決算公告

令和８年１月28日

東京都港区南青山二丁目26番11号
株式会社コデックス
代表取締役　原本　陽太

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	366,422
	固定資産	5,775
	合計	372,197
負純資産の部	流動負債	35,757
	株主資本	336,439
	資本金	30,000
	利益剰余金	306,439
	その他利益剰余金	306,439
	（うち当期純利益）	(59,060)
	合計	372,197

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を九億二千六百六十二万三千七百七十七円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年一月十三日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月二十八日

愛知県犬山市大字犬山字上り屋六番地一一
株式会社ココトモファーム
代表取締役　齋藤　秀一

第６期決算公告

令和８年１月28日

愛知県犬山市大字犬山字上り屋６番地11
株式会社ココトモファーム
代表取締役　齋藤　秀一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	263,541
	固定資産	236,035
	繰延資産	1,517
	合計	501,094
負純資産の部	流動負債	89,201
	固定負債	253,587
	株主資本	158,305
	資本金	10,000
	利益剰余金	148,305
	その他利益剰余金	148,305
	（うち当期純利益）	(51,144)
	合計	501,094

第31期決算公告

令和７年12月23日

神奈川県座間市入谷西３―24―９
サイエンスパーク株式会社
代表取締役　小路幸市郎

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,422,887
	固定資産	488,053
	資産合計	1,910,941
負債及び純資産の部	流動負債	270,704
	固定負債	47,980
	負債合計	318,684
	株主資本	1,592,177
	資本金	40,000
	資本剰余金	30,767
	資本準備金	25,000
	その他資本剰余金	5,767
	利益剰余金	1,521,409
	利益準備金	7,861
	その他利益剰余金	1,513,547
	（うち当期純利益）	(175,392)
	評価・換算差額等	79
	その他有価証券評価差額金	79
	純資産合計	1,592,256
	負債・純資産合計	1,910,941

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

減少する資本金の全部を準備金とします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月二十八日

愛知県あま市新居屋烏帽子二二番地
株式会社飯田鉄工所
代表取締役　飯田　智也

決算公告

令和８年１月28日

愛知県あま市新居屋烏帽子22番地
株式会社飯田鉄工所
代表取締役　飯田　智也

貸借対照表の要旨（令和７年７月25日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	61,049
	固定資産	43,960
	繰延資産	6,950
	合計	111,960
負純資産の部	流動負債	26,961
	固定負債	110,072
	株主資本	△25,073
	資本金	50,000
	利益剰余金	△70,873
	利益準備金	4,250
	その他利益剰余金	△75,123
	（うち当期純利益）	(8,382)
	自己株式	△4,200
	合計	111,960

第38期決算公告

令和８年１月28日

千葉県木更津市中央３丁目４―23
日本賃貸保証株式会社
代表取締役　梅田真理子

貸借対照表の要旨
（令和７年10月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	13,543
	固定資産	17,341
	繰延資産	647
	資産合計	31,531
負債及び純資産の部	流動負債	10,717
	固定負債	8,375
	負債合計	19,092
	株主資本	12,438
	資本金	100
	資本剰余金	1,140
	資本準備金	740
	その他資本剰余金	400
	利益剰余金	11,361
	利益準備金	75
	その他利益剰余金	11,286
	（うち当期純利益）	(486)
	自己株式	△162
	評価・換算差額等	1
	繰延ヘッジ損益	1
	純資産合計	12,439
	負債・純資産合計	31,531

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月二十八日

和歌山県岩出市相谷五九八番地
シンワ株式会社
代表取締役　安田　博之

第31期決算公告

令和８年１月28日

和歌山県岩出市相谷598番地
シンワ株式会社
代表取締役　安田　博之

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	112,592,029
	固定資産	20,894,763
	資産合計	133,486,792
負純資産の部	流動負債	36,712,609
	固定負債	58,225,000
	株主資本	38,549,183
	資本金	20,000,000
	利益剰余金	18,549,183
	その他利益剰余金	18,549,183
	（うち当期純利益）	(2,908,084)
	負債・純資産合計	133,486,792

第４期決算公告

令和８年１月28日

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目33番５号

株式会社トーシンパートナーズホールディングス

代表取締役　小笠原一義

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	22,024	流動負債	22,162
固定資産	60,050	賞与引当金	25
		固定負債	46,153
		負債合計	**68,315**
		株主資本	13,758
		資本金	100
		資本剰余金	13,772
		その他資本剰余金	13,772
		利益剰余金	629
		その他利益剰余金	629
		自己株式	△743
		純資産合計	**13,758**
資産合計	**82,074**	**負債・純資産合計**	**82,074**

損益計算書の要旨

（自　令和６年11月１日　至　令和７年10月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	1,721
売上総利益	1,721
販売費及び一般管理費	1,754
営業損失	33
営業外収益	1,040
営業外費用	993
経常利益	14
税引前当期純利益	14
法人税、住民税及び事業税	1
当期純利益	13

第７期決算公告

令和８年１月28日

兵庫県姫路市阿保甲878番地

株式会社インフラプラス

代表取締役　中島誠一郎

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,190,690
	固定資産	2,773,401
	繰延資産	1,153
	資産合計	**3,965,245**
負債及び純資産の部	流動負債	2,450,322
	賞与引当金	8,075
	役員賞与引当金	4,500
	固定負債	547,350
	退職給付引当金	6,535
	株主資本	941,000
	資本金	100,000
	資本剰余金	536,830
	資本準備金	1,000
	その他資本剰余金	535,830
	利益剰余金	304,170
	その他利益剰余金	304,170
	（うち当期純利益）	(88,780)
	評価・換算差額等	26,572
	その他有価証券評価差額金	26,572
	負債・純資産合計	**3,965,245**

第54期決算公告

令和８年１月28日

栃木県鹿沼市麻苧町1560番地１

株式会社かのや

代表取締役　福田　宗峰

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	112,534
	固定資産	64,590
	合計	**177,124**
負純資産及び部	流動負債	111,221
	固定負債	103,217
	株主資本	△37,313
	資本金	10,200
	利益剰余金	△47,513
	利益準備金	625
	その他利益剰余金	△48,138
	（うち当期純損失）	(8,942)
	合計	**177,124**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月二十八日

栃木県鹿沼市麻苧町一五六〇番地一

株式会社かのや

代表取締役　福田　宗峰

第75期決算公告

令和８年１月28日　東京都千代田区九段北四丁目１番７号

株式会社ブラスト

代表取締役　村本　豊彦

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	7,786,119	流動負債	6,063,550
固定資産	1,239,692	固定負債	244,288
		退職給付引当金	129,016
		役員退職慰労引当金	48,000
		株主資本	2,717,973
		資本金	50,000
		資本剰余金	265,157
		その他資本剰余金	265,157
		利益剰余金	2,905,834
		利益準備金	78,750
		その他利益剰余金	2,827,084
		（うち当期純利益）	(285,543)
		自己株式	△503,017
資産合計	**9,025,812**	**負債・純資産合計**	**9,025,812**

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の建材事業及び石油事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.sumiceken.co.jp

（乙）左記のとおりです。

令和八年一月二十八日

東京都千代田区西神田三丁目二番一号

（甲）スミセ建材株式会社

代表取締役　吉川　浩

東京都千代田区九段北四丁目一番七号

（乙）株式会社ブラスト

代表取締役　村本　豊彦

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	6,968
	固定資産	8,683
	資産合計	**15,651**
負純資産及び部	流動負債	7,043
	固定負債	1,314
	退職給付引当金	1,254
	その他	60
	負債合計	**8,357**
	株主資本	7,294
	資本金	400
	資本剰余金	40
	利益剰余金	6,854
	利益準備金	45
	その他利益剰余金	6,809
	（うち当期純利益）	(1,680)
	純資産合計	**7,294**
	負債・純資産合計	**15,651**

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の関西事業所において営む事業に関して有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。効力発生日は令和八年四月一日です。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.resonac.com/jp/ir/sheet.html

（乙）左記のとおりです。

令和八年一月二十八日

東京都港区東新橋一丁目九番一号

（甲）株式会社レゾナック

代表取締役　高橋　秀仁

福岡県田川市大字糒二三二〇

（乙）株式会社レゾナック・オートモーティブプロダクツ

代表取締役　稲川　節

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四千三百七十三万九千九百九十九円、資本準備金の額を一億五千四百三十四万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月二十八日

東京都渋谷区代々木二―二一―一一
ベルテ代々木Ⅱ一〇一
株式会社フィンプラネット
代表取締役　長谷部直大

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	945
	固定資産	37,300
	合計	38,245
負純資産及び部	流動負債	1,072
	株主資本	37,173
	資本金	143,740
	資本剰余金	154,340
	資本準備金	154,340
	利益剰余金	△260,906
	その他利益剰余金	△260,906
	（うち当期純損失）	(1,759)
	合計	38,245

第６期決算公告

令和８年１月28日
東京都渋谷区代々木２―21―11
ベルテ代々木Ⅱ101
株式会社フィンプラネット
代表取締役　長谷部直大

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	945
	固定資産	37,300
	合計	38,245
負純資産及び部	流動負債	1,072
	株主資本	37,173
	資本金	143,740
	資本剰余金	154,340
	資本準備金	154,340
	利益剰余金	△260,906
	その他利益剰余金	△260,906
	（うち当期純損失）	(1,759)
	合計	38,245

第 69 期 決 算 公 告

令和８年１月28日

兵庫県姫路市阿保甲878番地

株式会社ナカシマテクノス

代表取締役　柏木　秀嗣

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,623,758
	固定資産	149,460
	資産合計	1,773,218
負債及び純資産の部	流動負債	1,522,756
	賞与引当金	19,746
	役員賞与引当金	2,700
	固定負債	65,382
	退職給付引当金	25,226
	株主資本	185,079
	資本金	100,000
	資本剰余金	115,534
	資本準備金	1,000
	その他資本剰余金	114,534
	利益剰余金	△30,455
	利益準備金	21,065
	その他利益剰余金	△51,520
	（うち当期純利益）	(43,193)
	負債・純資産合計	1,773,218

第 54 期 決 算 公 告

令和８年１月28日
神奈川県高座郡寒川町倉見1471番地
エヌテイケイ物流株式会社
代表取締役　草野　明

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	225,212,127
	固定資産	50,310,374
	繰延資産	47,272
	合計	275,569,773
負純資産及び部	流動負債	56,383,830
	固定負債	166,333,604
	株主資本	52,852,339
	資本金	32,000,000
	利益剰余金	20,852,339
	その他利益剰余金	20,852,339
	（うち当期純利益）	(15,599,711)
	合計	275,569,773

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月二十八日

神奈川県高座郡寒川町倉見一四七一番地
エヌテイケイ物流株式会社
代表取締役　草野　明

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月二十八日

札幌市東区北五十一条東二丁目一番一三号
（甲）株式会社ｉｓａｍ
代表取締役　岩倉　守幸
札幌市中央区北一条西二丁目一　札幌時計台ビルＢ１Ｆ
（乙）株式会社ｍｔｋ
代表取締役　橋本　学

第１期決算公告

令和８年１月28日
札幌市中央区北一条西二丁目１
札幌時計台ビルＢ１Ｆ
株式会社ｍｔｋ
代表取締役　橋本　学

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,300
	固定資産	4,140
	合計	6,440
負純資産及び部	流動負債	—
	固定負債	—
	株主資本	6,440
	資本金	7,000
	利益剰余金	△560
	その他利益剰余金	△560
	合計	6,440

(注)　当期純損失　560千円

第 21 期決算公告

令和８年１月28日
札幌市東区北五十一条東二丁目１番13号
株式会社ｉｓａｍ
代表取締役　岩倉　守幸

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	42,270
	固定資産	6,743
	合計	49,013
負純資産及び部	流動負債	10,256
	固定負債	37,397
	株主資本	1,360
	資本金	3,000
	利益剰余金	△1,640
	その他利益剰余金	△1,640
	（うち当期純利益）	(1,022)
	合計	49,013

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年三月十一日でありますが、両社の株主総会の承認決議は令和七年十二月二十六日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月二十八日

大阪市阿倍野区文の里四丁目二一番三〇号一桃ビル五階
（甲）株式会社ｎｉｓｍ
代表取締役　仲津　直人
大阪府東大阪市新池島町二丁目一八番三〇号
（乙）株式会社ニスムパートナー
代表取締役　仲津　直人

第 8 期 決 算 公 告

令和８年１月28日
大阪府東大阪市新池島町二丁目18番30号
株式会社ニスムパートナー
代表取締役　仲津　直人

貸借対照表の要旨
（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	35,385
	固定資産	6,475
	合計	41,860
負純資産及び部	流動負債	213
	固定負債	15,500
	株主資本	26,146
	資本金	5,000
	利益剰余金	21,146
	その他利益剰余金	21,146
	（うち当期純利益）	(476)
	合計	41,860

第 4 期 決 算 公 告

令和８年１月28日
大阪市阿倍野区文の里四丁目21番30号
一桃ビル５階
株式会社ｎｉｓｍ
代表取締役　仲津　直人

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	74,989
	固定資産	169,205
	合計	244,194
負純資産及び部	流動負債	21,562
	固定負債	183,424
	株主資本	39,207
	資本金	5,000
	利益剰余金	34,207
	その他利益剰余金	34,207
	（うち当期純利益）	(19,323)
	合計	244,194

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月二十一日を予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和八年一月二十八日

東京都台東区上野三丁目一七番一〇号

（甲）株式会社モリムラ

代表取締役　森村　豪

東京都台東区上野三丁目一七番一〇号

（乙）株式会社デントレンド

代表取締役　森村　豪

第48期決算公告

令和８年１月28日

東京都台東区上野三丁目17番10号

株式会社デントレンド

代表取締役　森村　豪

貸借対照表の要旨

（令和７年６月20日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	10,037
	固定資産	903
	合計	10,940
負債及び純資産の部	流動負債	9,446
	固定負債	7,220
	株主資本	△5,725
	資本金	25,000
	利益剰余金	△30,725
	その他利益剰余金	△30,725
	（うち当期純損失）	（18,945）
	合計	10,940

第64期決算公告

令和８年１月28日

東京都台東区上野三丁目17番10号

株式会社モリムラ

代表取締役　森村　豪

貸借対照表の要旨

（令和７年６月20日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	230,304
	固定資産	341,503
	合計	571,807
負債及び純資産の部	流動負債	245,869
	固定負債	208,732
	株主資本	117,206
	資本金	30,000
	利益剰余金	87,206
	その他利益剰余金	87,206
	（うち当期純利益）	（21,569）
	合計	571,807

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月二十八日

東京都港区六本木七丁目一番一九―二〇二号

（甲）株式会社３．

代表取締役　柏原　遼介

東京都渋谷区神宮前六丁目二三番四号

桑野ビル二階

（乙）株式会社ミナオス

代表取締役　柏原　遼介

第７期決算公告

令和８年１月28日

東京都渋谷区神宮前六丁目23番４号

桑野ビル２階

株式会社ミナオス

代表取締役　柏原　遼介

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	7,411
	固定資産	42,005
	合計	49,416
負債及び純資産の部	流動負債	5,255
	株主資本	44,161
	資本金	1,000
	利益剰余金	43,161
	その他利益剰余金	43,161
	（うち当期純損失）	（1,984）
	合計	49,416

第３期決算公告

令和８年１月28日

東京都港区六本木七丁目１番19―202号

株式会社３．

代表取締役　柏原　遼介

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	69,784
	固定資産	95,202
	合計	164,986
負債及び純資産の部	流動負債	49,044
	固定負債	12,674
	株主資本	103,267
	資本金	1,000
	利益剰余金	102,267
	その他利益剰余金	102,267
	（うち当期純利益）	（3,048）
	合計	164,986

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月二十八日

静岡県菊川市堀之内一五〇四番地

（甲）株式会社ヒューマンコミュニケーションズ

代表取締役　松元　公成

福岡県宗像市田熊四丁目一一番二〇号

（乙）Ｎｅｘｔ Ａｄｖａｎｃｅ九州株式会社

代表取締役　松元　公成

第４期決算公告

令和８年１月28日

福岡県宗像市田熊四丁目11番20号

Ｎｅｘｔ　Ａｄｖａｎｃｅ九州株式会社

代表取締役　松元　公成

貸借対照表の要旨

（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	52,988
	固定資産	478
	合計	53,466
負債及び純資産の部	流動負債	32,732
	株主資本	20,733
	資本金	5,000
	資本剰余金	20,000
	資本準備金	20,000
	利益剰余金	△4,266
	その他利益剰余金	△4,266
	（うち当期純損失）	（13,247）
	合計	53,466

第10期決算公告

令和８年１月28日

静岡県菊川市堀之内1504番地

株式会社ヒューマンコミュニケーションズ

代表取締役　松元　公成

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	39,236
	固定資産	59,568
	合計	98,804
負債及び純資産の部	流動負債	28,269
	固定負債	41,375
	株主資本	29,159
	資本金	20,000
	利益剰余金	9,159
	その他利益剰余金	9,159
	（うち当期純損失）	（2,177）
	合計	98,804

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年一月二十八日

熊本県上益城郡嘉島町大字上島二一四五番地一三

（甲）株式会社エコハウジング

代表取締役　田村　康範

熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼二二四一番地一

（乙）株式会社ホームリメイク熊本

代表取締役　田村　康範

第18期決算公告

令和８年１月28日

熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼2241番地１

株式会社ホームリメイク熊本

代表取締役　田村　康範

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	47,912
	固定資産	11,948
	合計	59,861
負債及び純資産の部	流動負債	29,697
	固定負債	6,250
	株主資本	23,914
	資本金	5,000
	利益剰余金	18,914
	その他利益剰余金	18,914
	（うち当期純利益）	（206）
	合計	59,861

第38期決算公告

令和８年１月28日

熊本県上益城郡嘉島町大字上島2145番地13

株式会社エコハウジング

代表取締役　田村　康範

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	96,915
	固定資産	59,607
	繰延資産	600
	合計	157,123
負債及び純資産の部	流動負債	113,576
	固定負債	58,800
	株主資本	△15,252
	資本金	31,000
	利益剰余金	△46,252
	その他利益剰余金	△46,252
	（うち当期純利益）	（8,298）
	合計	157,123

第 26 期 決 算 公 告

令和８年１月28日　東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目33番５号
株式会社 ＬＥＮＺ ＤＸ
代表取締役　小笠原一義

貸借対照表の要旨
（令和７年10月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	5,186	流動負債	2,806
固定資産	1,105	賞与引当金	37
		固定負債	154
		株主資本	3,320
		資本金	80
		利益剰余金	3,240
		利益準備金	20
		その他利益剰余金	3,220
		（うち当期純利益）	(373)
		評価・換算差額等	9
		その他有価証券評価差額金	9
資産合計	6,291	負債・純資産合計	6,291

第 29 期 決 算 公 告

令和８年１月28日　東京都中央区銀座４丁目４番１号
株式会社アーカー
代表取締役　篠原　光義

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	2,240	流動負債	843
固定資産	601	賞与引当金	48
		固定負債	34
		株主資本	1,965
		資本金	100
		資本剰余金	403
		資本準備金	250
		その他資本剰余金	153
		利益剰余金	8,482
		その他利益剰余金	8,482
		（うち当期純損失）	(0)
		自己株式	△7,020
合計	2,842	合計	2,842

第 7 期 決 算 公 告

令和８年１月28日　兵庫県姫路市阿保甲878番地
株式会社ナカシマ
代表取締役　中尾　泰人

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	545,533	流動負債	720,778
固定資産	343,012	賞与引当金	11,335
		役員賞与引当金	200
		固定負債	87,472
		退職給付引当金	30,752
		株主資本	80,295
		資本金	20,000
		資本剰余金	19,961
		その他資本剰余金	19,961
		利益剰余金	40,334
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	35,334
		（うち当期純利益）	(35,334)
資産合計	888,545	負債・純資産合計	888,545

第 4 期 決 算 公 告

令和８年１月28日　兵庫県豊岡市昭和町４番24号
株式会社ウォーターデバイス
代表取締役　岩本　晃幸

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	233,248	流動負債	362,731
固定資産	190,483	賞与引当金	3,478
繰延資産	133	固定負債	4,678
		退職給付引当金	4,678
		株主資本	56,455
		資本金	20,000
		資本剰余金	127,780
		その他資本剰余金	127,780
		利益剰余金	△91,325
		その他利益剰余金	△91,325
		（うち当期純損失）	(49,681)
資産合計	423,865	負債・純資産合計	423,865

第 37 期 決 算 公 告

令和８年１月28日
東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目33番５号
株式会社トーシンパートナーズ
代表取締役　小笠原一義

貸借対照表の要旨
（令和７年10月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	57,885	流動負債	23,578
固定資産	29,438	賞与引当金	75
		固定負債	44,913
		アフターコスト引当金	172
		負債合計	68,492
		株主資本	18,718
		資本金	1,000
		資本剰余金	92
		資本準備金	92
		利益剰余金	17,626
		利益準備金	119
		その他利益剰余金	17,507
		自己株式	—
		評価・換算差額等	112
		その他有価証券評価差額金	112
		純資産合計	18,831
資産合計	87,323	負債・純資産合計	87,323

損益計算書の要旨
（自　令和６年11月１日　至　令和７年10月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	38,912	経常利益	2,143
売上原価	29,073	特別利益	935
売上総利益	9,839	特別損失	—
販売費及び一般管理費	6,844	税引前当期純利益	3,079
営業利益	2,994	法人税、住民税及び事業税	921
営業外収益	202	法人税等調整額	△37
営業外費用	1,053	当期純利益	2,195

第 94 期 決 算 公 告

2026年１月28日　川崎市高津区二子六丁目14番10号
協友アグリ株式会社
代表取締役社長　山田　正和

貸借対照表の要旨
（2025年10月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	20,980	流動負債	6,270
固定資産	5,239	賞与引当金	223
有形固定資産	3,456	役員賞与引当金	9
無形固定資産	543	返金負債	376
投資その他の資産	1,239	その他の流動負債	5,661
		固定負債	600
		退職給付引当金	313
		役員退職慰労引当金	34
		その他の固定負債	253
		負債合計	6,871
		株主資本	19,054
		資本金	2,250
		資本剰余金	1,686
		資本準備金	1,686
		利益剰余金	15,579
		利益準備金	80
		その他利益剰余金	15,499
		自己株式	△ 462
		評価・換算差額等	293
		その他有価証券評価差額金	293
		純資産合計	19,347
資産合計	26,219	負債・純資産合計	26,219

損益計算書の要旨
（2024年11月１日から2025年10月31日まで）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	18,674	特別利益	0
売上原価	13,763	特別損失	39
売上総利益	4,911	税引前当期純利益	707
販売費及び一般管理費	4,188	法人税、住民税及び事業税	158
営業利益	722	法人税等調整額	87
営業外収益	50	当期純利益	462
営業外費用	26		
経常利益	747		

第 66 期 決 算 公 告

2026年１月28日

東京都千代田区神田鍛冶町３丁目６番地３

千歳コーポレーション株式会社

取締役社長　永田　裕之

貸借対照表の要旨

（2025年10月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	13,534	流動負債	21,433
固定資産	152,017	賞与引当金	212
有形固定資産	125,320	その他	21,221
無形固定資産	1,630	固定負債	71,406
投資その他の資産	25,065	退職給付引当金	529
		役員退職慰労引当金	39
		その他	70,837
		負債合計	**92,840**
		株主資本	59,565
		資本金	245
		資本剰余金	3,017
		資本準備金	3,017
		利益剰余金	56,302
		利益準備金	20
		その他利益剰余金	56,282
		評価・換算差額等	13,145
		その他有価証券評価差額金	13,145
		純資産合計	**72,711**
資産合計	**165,551**	**負債・純資産合計**	**165,551**

損益計算書の要旨

（自　2024年11月１日　至　2025年10月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	12,405
営業原価	7,149
営業総利益	5,256
販売費及び一般管理費	2,628
営業利益	2,627
営業外収益	1,072
営業外費用	567
経常利益	3,133
特別利益	1,490
特別損失	16
税引前当期純利益	4,606
法人税、住民税及び事業税	1,111
法人税等調整額	574
当期純利益	2,920

令和７年度決算公告

令和８年１月28日

東京都港区南麻布一丁目６番30号

一般社団法人

フラワーライフスタイリスト協会

代表理事　宮島　秀明

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	9,083,825
	固定資産	7,137,763
	合計	**16,221,588**
負味財債及び産の正部	流動負債	3,241,587
	固定負債	0
	負債合計	**3,241,587**
	一般正味財産	12,980,001
	正味財産合計	**12,980,001**
	合計	**16,221,588**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八一八万三〇〇〇円減少し一六八一万七〇〇〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和八年一月二十八日

静岡市葵区七間町八番地の二〇

株式会社ピーエーシー

代表取締役　柴山　貴伸

決　算　公　告

令和８年１月28日

静岡市葵区七間町８番地の20

株式会社ピーエーシー

代表取締役　柴山　貴伸

貸借対照表の要旨

（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,154,244
	固定資産	136,637
	繰延資産	2,594
	資産合計	**1,293,476**
負債及び純資産の部	流動負債	292,295
	（うち役員賞与引当金）	（6,000）
	（うち賞与引当金）	（15,000）
	固定負債	37,349
	（うち役員退職金引当金）	（24,116）
	負債合計	**329,645**
	株主資本	953,656
	資本金	25,000
	利益剰余金	928,656
	利益準備金	6,250
	その他利益剰余金	922,406
	（うち当期純損失）	（△10,743）
	評価・換算差額等	10,174
	その他有価証券評価差額金	10,174
	純資産合計	**963,830**
	負債・純資産合計	**1,293,476**

第 75 期 決 算 公 告

令和８年１月28日

東京都千代田区九段北四丁目１番７号

株式会社ブラスト

代表取締役　村本　豊彦

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	7,786,119
	固定資産	1,239,692
	資産合計	**9,025,812**
負債及び純資産の部	流動負債	6,063,550
	固定負債	244,288
	退職給付引当金	129,016
	役員退職慰労引当金	48,000
	株主資本	2,717,973
	資本金	50,000
	資本剰余金	265,157
	その他資本剰余金	265,157
	利益剰余金	2,905,834
	利益準備金	78,750
	その他利益剰余金	2,827,084
	（うち当期純利益）	（285,543）
	自己株式	△503,017
	負債・純資産合計	**9,025,812**

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の住設建材販売・取付工事事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年一月二十八日

東京都中央区日本橋小伝馬町一四番七号

（甲）橋本総業株式会社

代表取締役　阪田　貞一

東京都千代田区九段北四丁目一番七号

（乙）株式会社ブラスト

代表取締役　村本　豊彦

令和８年１月28日

東京都中央区日本橋小伝馬町14番７号

橋本総業株式会社

代表取締役　阪田　貞一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	42,224
	固定資産	4,859
	資産合計	**47,084**
負純資債及産びの部	流動負債	36,082
	賞与引当金	429
	固定負債	657
	退職給付引当金	55
	株主資本	10,344
	資本金	101
	利益剰余金	10,243
	利益準備金	75
	その他利益剰余金	10,168
	（うち当期純利益）	（2,033）
	負債・純資産合計	**47,084**